

タイトル	新グローバル時代の民主主義とSDGs - 地域SD / ESD 計画づくりに向けて -
著者	鈴木, 正; SUZUKI, Toshimasa
引用	開発論集(111): 1-50
発行日	2023-03-15

新グローバル時代の民主主義と SDGs

—— 地域 SD/ESD 計画づくりに向けて ——

鈴木 敏 正*

〈構成〉

はじめに—現代民主主義と SDGs—

I 自由民主主義の分裂と「民主主義の危機」

- 1 『民主主義を救え!』: 権威主義的ポピュリズムに抗して
- 2 「歴史の終焉」か「リベラリズムの終焉」か
- 3 コミュニタリアニズムと「共和主義の再生」

II リベラリズムの新展開と「実験としての民主主義」

- 1 リベラリズムの危機対応: 「他者への自由」
- 2 「差異の政治」から「責任の社会的つながりモデル」へ
- 3 「実験としての民主主義」

〈中間考察〉グローバルな「実践としての民主主義」の方へ

III SDGs 時代の民主主義とグローバル市民性教育

- 1 ESD と「責任ある行動的市民」(ベルリン宣言, 2021)
- 2 グローバル・サウスが求める「真の民主主義」と「計画論」批判
- 3 21 世紀型市民性教育と GCED

IV 現代民主主義と自己統治的 SD/ESD 計画づくり

- 1 現代民主主義と「持続可能で包容的な地域づくり」
- 2 絶対的民主主義への『アセンブリ』
- 3 SD・ESD 計画づくりへ

おわりに—自由と平等を実践的に統一する民主的生涯学習計画づくりへ—

はじめに—現代民主主義と SDGs—

本稿の課題は、SDGs (Sustainable Development Goals, 2016-2030) 時代=新グローバル時代における民主主義のあり方を検討することを通して、民主的計画づくりの一環として「地域 SD/ESD 計画」づくりへの方向を探ろうとするところにある¹。

SDGs の具体的実践を進めるためには、各国・地域の状況にあわせた「地域 SD 計画づくり」が必要である。とくに持続可能な未来への担い手形成を目的とする「持続可能な発展のた

* (すずき としまさ) 北海学園大学開発研究所客員研究員, 北海道大学名誉教授

¹ 本稿は「地域創生と SDGs」に関する本誌所収連続稿の一環であり、前々稿とは拙稿「SDGs 時代への『社会シス的と人格』」(第 109 号)、前稿とは同「新グローバル時代の複雑性と『持続可能で包容的な地域づくり』」(第 110 号)のことである。

めの教育 Education for Sustainable Development, ESD」においては、当事者である地域住民が主体となった「地域 ESD 計画」が不可欠である。そうした「地域 SD/ESD 計画」づくりにアプローチするためには、どのような理論と実践が必要となるのであろうか。

「地球市民性 Global Citizenship」形成の必要性は、SDGs と言わずとも、最近のコロナ危機やウクライナ戦争を考えれば、誰でも納得できるであろう。SDGs の目標 4.7 は「〈持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シティズンシップ、文化多様性の文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育〉をとおして、全ての学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を獲得できるようにする」と言う。それまでに国連・ユネスコが「ESD の 10 年、Decade for ESD (DESD, 2005-2014)」などをとおして推進してきた ESD の新展開である。中でも〈 〉で示したような「グローバル・シティズンシップ教育 Global Citizenship Education, GCED」が重視され、SDGs 教育はしばしば「ESD プラス GCED」だと言われる。

しかし、ローカル・ナショナル・リージョナル・グローバルな諸レベルを有機的に結びつけていく新グローバル時代の「市民性教育」が必要とされているのは、単に SDGs 対応というよりも、世界的な「民主主義の危機」があるからである。それは、自由民主主義の普遍化が始まったとされた冷戦体制終焉後、国際地域紛争やテロ、難民・移民の急増、社会格差拡大を背景に広がった「権威主義的ポピュリズム」による各国内外の対立・分断が端的に示している。官邸主導政治・忖度行政・同調主義が問題視されてきた 21 世紀日本でも同様な傾向が見られる。日常的な国民大衆の政治不信、中でも SNS 時代の若者の政治参加の減退・保守化など、とくに 18 歳選挙権をめぐる議論されてきたことは記憶に新しい。「デジタル社会」化や「ポスト・トゥルース」の中で政治の劣化が進む今日、あらためて、主権者教育・市民性教育による「民主主義再生」の課題が浮き彫りになってきている。

「誰一人取り残されない」を基本スローガンとする SDGs は、「持続可能で包摂的な」将来社会に向けて「我々の世界を変革する」ことを目指すもので、「バックカスティング」を重視した「目標ベースのガバナンス」を推進している。国連・持続可能な開発会議（リオ+20）日本政府代表団顧問など SDGs への過程に具体的にかかわってきた蟹江憲史は、「SDGs は未来の世界のかたち」であるが、理念としての「誰一人取り残されない No One Left Behind」は受身形で、「自分が取り残される立場になりうることを前提に、取り残されない」世界を創ることが主旨だと言っている²。SDGs の目標はしばしば、地球上の誰もが当事者として自覚してこそ実現できるものだと主張されるが、他方で当事者であることから排除される可能性、というよりも排除されている現実をふまえて推進されなければならないというアポリアを抱えているのである。このことは、SDGs 推進においては「民主主義」の質が問われることを意味している。「SD」はもともと、「世代間・世代内の公正」、すなわち、より平等な民主主義を基本理念

² 蟹江憲史『SDGs（持続可能な開発目標）』中公新書、2020、pp.1, 5。

としていた。

本稿の本文脱稿後、送付いただいた論文で高畑明尚は、SDGs そのものが民主主義の活動であることを主張している。すなわち高畑は、SDGs は①現代社会に〈生きて活動する〉人間すべてに関係するもの、②グローバリゼーションとして実現されている現代の社会システムを構成しているメンバー全員でマネジメントするもの、つまり③現代社会システムの要因でもある社会的生産力を、構成メンバーである個々人とそのつながり（社会関係や生産関係、およびその媒介形態としての社会機関、諸団体など）によってコントロールするための手段や方法、道筋であると言う。それゆえ SDGs は、「現代社会における民主主義の実践であり、かつ〈本来的な意味での民主主義〉が実現される将来社会を導き出す手段・方法ないしは回路である。なぜなら『民主主義の本質は、市民が自ら問題解決にあたることで当事者意識をもつこと』にあるからである。」と³。

上記引用文中の『 』は本稿でも取り上げている宇野重規からの引用である。さらに、SDGs をとおして「すべての人間があらひのままで〈生きて活動する〉ことが承認され、その存在が肯定されるような将来社会へと至ることができるであろう」という時には、これも後述の、A. ネグリ／M. ハートの「絶対的民主主義論」（私たち全員が生政治的生産を通じて社会を協働的に創造し維持するもの）が参照されている⁴。

筆者は別著で現代民主主義の動向、とくに「討議的民主主義論」と「民主主義と教育」論、「根源的民主主義論」や「絶対的民主主義論」の先に、「共生平等」と「参画・自治の自由」を統一する民主主義の発展を見通してみた⁵。最近では「民主主義の未来」が模索される中、民主主義よりも「エピストクラシー（知者の支配）」をという主張が話題となる一方、日本では「戦後民主主義に賭ける」といった提起もなされている⁶、こうした状況で、SDGs のあり方を考える上でも、あらためて現代民主主義論の再検討が必要になってきている。

以下、本稿では冒頭の〈構成〉で示したように、前半は現代民主主義のあり方、後半は

³ 高畑明尚「現代民主主義としての SDGs」琉球大学『経済研究』第 102 号, 2022, pp.29, 42。

⁴ 高畑明尚「社会的生産力の発達とサステナブルでオルタナティブな経済・社会——民主主義の現代的諸形態を検討し現代資本主義の提示する展望を見出す／SDGs を捉えるために——」琉球大学『経済研究』第 101 号, 2021, も参照。高畑の提起については「社会システム」「社会的生産力」論にまで遡った検討も必要であり、その前提は前々稿で取り上げた有井行夫の「社会システム論」と「株式会社論」である。社会システム論については、前々稿を参照されたい。

⁵ 拙著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論——楽しく、やさしさへ——』筑波書房, 2020, 序章および第 I 編。

⁶ 山崎望編『民主主義に未来はあるのか?』法政大学出版局, 2022, J. ブレナン『アゲインスト・デモクラシー 上・下』井上彰ほか訳, 勁草書房, 2022 (原著 2016), 特集「戦後民主主義に賭ける」『世界』2022 年 11 月号, 岩波書店。ブレナンは、アメリカにおける民主主義の現実（有権者の政治的無知・誤解など）、政治がむしろ敵同士を作ってしまう傾向を見ている。上記特集で山本昭宏は、「自分たちが自分たちのために作る世界を求める心情が失われない限り」、平和主義・直接民主主義への志向性・平等主義を 3 要素とする「戦後民主主義の経験」は現在の意義を失わないと結論づけている (p.151)。

SDGs時代の「グローバル市民性」形成の課題について考える。まずⅠで、冷戦体制とソ連型社会主義崩壊以後の自由民主主義の分裂、とくに権威主義的ポピュリズムの跋扈のもとでの「民主主義の危機」と民主主義再生への諸議論を再検討する。次いでⅡでは、「リベラリズム・コミュニタリアニズム論争」後の課題と諸提起を整理しつつ、「実験としての民主主義」（宇野重規）を批判的に発展させる「実践としての民主主義」への方向を探る。これらをふまえてⅢでは、SDGs時代における「グローバル市民性」形成への課題として、国連・ユネスコの動向やグローバル・サウスからの批判に配慮しつつ、「ESD プラス GCED」のあり方を考える。さらにⅣでは、前稿で述べた「持続可能で包摂的な地域づくり」の実践をふまえて、主権者教育・市民性教育の展開構造を示し、とくに絶対的民主主義を主張してきた A. ネグリ／M. ハートによって提起されている『アセンブリ』の吟味を通して、地域 SD/ESD 計画づくりへの実践的課題を考える。

Ⅰ 「自由民主主義の分裂」と民主主義の危機

1 『民主主義を救え！』：権威主義的ポピュリズムに抗して

著名な国際政治学者 D. ヘルドは、民主主義は「自律の原則」（人は自らの生の条件を決定するにあたって自由かつ平等な存在である）を中核とし、「唯一民主主義的な国家および社会のただ中、あるいはその集まりの中からしか生まれない」とした上で、「コスモポリタン民主主義」への発展を展望し、そのモデルを提示していた。しかし、「9.11」を経験した直後の「日本語版序文」では「コスモポリタン多国間主義」、すなわち①社会・経済・環境における政治的共同社会の相互連関性、②集合的な規範や解決を必要とする共通の「集合的運命」、③トランス・ナショナルなレベルにおける意思決定、④地方レベルから地域、グローバルな重層的政治空間の拡充と転換の重要性を強調している⁷。

討議民主主義の主唱者で『ヨーロッパ憲法論』で知られる批判的社会哲学者・J. ハーバマスは、「近代の国家システムと古典的な国際法は相互補完的な関係にある」とし、「国家を超えた政治的共同体」=EU では、「市民たちが一方ではヨーロッパ市民、また他方ではそれぞれの加盟国の市民という二重の役割を通じて、いっさいの政治的決定が正当なものとなる」と展望していた。EC/EU 官僚とグローバル資本のもと「債務国家」化する加盟国家に対して、EU 脱却を提起する W. シュトレークへの批判を伴っていた。しかし、ブレグジットや EU 諸国におけるポピュリズムなどの動向を見て、ヨーロッパ民主主義がどこまで持続可能なのか「いささ

⁷ D. ヘルド『デモクラシーと世界秩序——地球市民の政治学——』佐々木寛ほか訳、NTT 出版、2002（原著 1996）、pp.27, 175, 182-184, 309, 323。ヘルドによれば、「権利のカテゴリー」は健康に始まり、社会的、文化的、市民的、経済的、平和的、政治的な領域にひろがる（p.224）。世界秩序論については、川村仁子・龍澤邦彦『グローバル秩序論——国境を越えた思想・制度・規範の共鳴——』昂陽書房、2022、など。

か疑わしい気持ちを抱く」ようになっている⁸。

さらに、ソ連型・東欧型の社会主義の崩壊後、自由民主主義の勝利による『歴史の終焉』を主張していた F. フクヤマは、最近の「憤りの政治」= ポピュリズムによる自由民主主義の危機を問題にし、人間諸個人の「尊厳（アイデンティティ）の民主化」に立ち戻って「ポピュリズムに対抗しうる公共政策」の必要性を強調している⁹。アメリカのトランプ前政権に代表され、世界各国にひろがる権威主義的ポピュリズムの跋扈（「トランプ現象」）による国家および社会の分断・対立の動向を認めざるをえなくなったからである。

以上のような主張は、「コスモポリタン民主主義」や「リージョナル民主主義」、そして「自由民主主義」そのものの 21 世紀的困難を示している。その上に、「コロナ危機」対応における自国中心主義、そして、ロシアの権威主義者・プーチンが始めたウクライナ戦争を契機とする世界の分断・対立の激化である。いまや、社会主義体制＝人民民主主義を除く戦後世界体制において支配的であった「自由民主主義」、というよりも民主主義そのものの存在意義が問われている。トランプ政権からバイデン政権への移行、現在進行中のウクライナ戦争によって「自由民主主義」諸国の結束が高まるかに見えたが、現実には、むしろ「民主主義の危機」は深まっていると言える。

「民主主義の危機」は、世界的な動向である。L. ダイヤモンドは、自由民主主義の究極の防御策は「自由で、情報に精通し、公理にかなった市民が、民主主義や権利の濫用を許さないという文化にある」という視点に立ち、権威主義への道筋＝「専制の 12 段階プログラム」を示しながら、2006 年以降における世界の民主主義国の減少傾向（「民主主義の不況」）を指摘している¹⁰。もちろん、日本での民主主義の現状の捉え方は多様であるが¹¹、代表制デモクラシー

⁸ J. ハーバマス『デモクラシーか資本主義か——危機のなかのヨーロッパ——』三島憲一編訳、岩波書店、2019、pp.27, 29, 289。ハーバマスの批判対象は W. シュトレック『時間かせぎの資本主義』（2013）であるが、シュトレックは、ハーバマスの主張する欧州民主主義プロジェクトは「意図せずしてその金融体制に正当性を与える」ことになるとし、「民主主義が資本主義を矯正する力」はあくまで「社会的な紐帯・連帯・統治能力」であり、「民主政府の規模にあわせて資本主義市場の規模を縮小すること」＝資本主義の脱グローバル化であると反批判している。W. シュトレック『資本主義はどう終わるのか』村澤真保呂・信友健志訳、河出書房新社、2017（原著 2016）、p. 276-277。

⁹ F. フクヤマ『IDENTITY —— 尊厳の要求と憤りの政治 ——』山田文訳、朝日新聞出版、2019（2018）、第 14 章。

¹⁰ L. ダイヤモンド『侵食される民主主義——内部からの崩壊と専制国家の攻撃——上・下』市原麻衣子訳、勁草書房、2022（原著 2019）、上巻 pp.50, 82-84, 96。同書は同時に、アンケート調査などをふまえて、先進国以外においても多数の人々が「民主主義は最良の統治形態であるのみならず、責任を負わない強権的な政治家は望ましくないという見方を示している」（同上、p.199）。

¹¹ たとえば権左は、「民主主義とナショナリズムの相互作用」としての近現代政治の国際的・歴史的教訓をふまえ、冷戦終結後の日本の動向は「敗戦国の成長願望ナショナリズムが生んだ特異な時代の産物」だと言う。権左武志『現代民主主義——思想と歴史——』講談社、2020、p.241-242。ナショナルな自由民主主義の危機をめぐる諸議論の動向については、山崎望編『民主主義に未来はあるのか？』前出、序論。「政治」を超えた思想・文化については、山本昭宏『戦後民主主義——現

を「意志（選挙・代議制度）と意見（公共的フォーラム）の二頭政」（「平等な自由を中軸とする統治」と捉える N.ウルビナティは、それを歪める一面的ドクサとして、①認知論的（非政治的）解釈、②ポピュリズム現象、③プレビシット（観衆の人気投票）主義を挙げている¹²。今日の「民主主義の危機」ではこれらすべてが現れているが（①はエピストクラシー的専門家支配、②は劇場型政治など）、それらの中心は、デモクラシーに不可欠な「諸個人の平等な政治的自由」と「討論的性格」を抑圧するポピュリズム¹³である。

2010年代の世界各国におけるポピュリズムの動向を検討した水島治郎編『ポピュリズムという挑戦』（2020年）は、ポピュリズムの当面の定義として「既成政治を腐敗したエリートの独占物として批判して捉え、これに人民の純粋な意思を対置し、自らを人民の意思を代表する存在と位置付けて、既成政治、既成政党を批判する急進的な政治運動」（ミュデ／カルトワッセル）を採用し、それが戦後政治を特徴付ける「デモクラシーとインターナショナリズムへの挑戦」であると言う。水島は、その背景には戦後民主主義の一環であった「中間団体とマスメディア」の双方が衰退するという「中抜き」状態があり、そこに、とくに右派ポピュリスト勢力がソーシャルメディアなどの ICT 技術を活用して有権者に直接アピールを届け、勢力の拡大を進めてきたという要因があるとしている¹⁴。「中抜き」状態については、政治的システムだけでなく、前々稿および前稿でみてきたような社会システム全体とそれに伴う人々の「アイデンティティ」の変容、さらには文化的あるいは人間学的な検討¹⁵、そして「人間主義」を超

代日本を創った思想と文化——』中公新書、2021、など。

¹² これらの歪みに対する提案は、「民主的手続き主義を規範とする解放」と「フォーラムを公共善にすること」である。N.ウルビナティ『歪められたデモクラシー——意見、真実、そして人民——』鶴飼健史訳、岩波書店、2021（原著2014）、pp.10, 17, 273-277, 279, 288。空井は、古典および現代の民主主義のそれぞれ6つの基準を挙げているが、それらはウルビナティのいう「意志（選挙）」の領域にある。空井護『デモクラシーの整理法』岩波新書、2020、pp.91, 111-112。なお、千葉は自由民主主義体制とは、リベラリズムを表現する代表的民主主義と、ほんらいのデモクラシーを示す直接民主主義、それに社会民主主義を付加した「混合政体」をプロトタイプとするもので、とくに前2者（いわば「二頭政」）を調整すべく多様な試みがなされてきた歴史的経過を整理し、相互の「還流」の課題を提起している。千葉眞『資本主義・デモクラシー・エコロジー——危機の時代の「突破口」を求めて——』筑摩書房、2022、第3章。

¹³ ウルビナティは、ポピュリズムがもたらす「単純化と分極化」は人民の直接的参加ではなく「政治的合意の垂直化」、大衆とカリスマ的リーダーのより深い単一化を開始するという。その点、グラムシのヘゲモニー論にもとづき、ポピュリズムのラディカル・デモクラシーを主張する後述のラクラウは、ポピュリズムの政治と権力化自体を区別していないと批判している。N.ウルビナティ『歪められたデモクラシー』前出、pp.180-181, 203。しかし、Ⅲの2で後述のように、ラクラウはむしろ、水平と垂直の緊張関係が新しい民主主義を生むと主張している。

¹⁴ 水島治郎編『ポピュリズムという挑戦——岐路にたつ現代デモクラシー——』岩波書店、2020、「はじめに」、第2章。とくにヨーロッパを中心とした動向については、P.ベリノー『ポピュリズムに揺れる欧州政党政治』中村雅治訳、白水社、2023、日本については、有馬晋作『暴走するポピュリズム——日本と世界の政治危機——』筑摩書房、2021。

¹⁵ たとえば、上柿崇英『〈自己完結社会〉の成立——環境哲学と現代人間学のための思想的試み——』上下巻、農林統計出版、2021。実践的展望を切り開くためには、上柿のいう〈自己完結社会〉における「社会的装置」を矛盾的系统（前々稿）と捉え直し、「ユーザー」となったとされる現代の人格の展開として社会的協同実践（前稿）がどのように現代民主主義と結びついていく

えたポスト・ヒューマニズム的動向において捉える提起¹⁶にもふれる必要があろう。

ここではしかし、欧米先進国を念頭において最近の「民主主義の危機」をどう捉え、どのように対応するかという論点にしぼって、『民主主義を救え！』（邦訳）と訴えているヤシャ・モンクの分析を代表的なものとして見ておこう。彼は、祖父母がウクライナ人、父母はポーランド人で、ドイツに生まれ育ち、イギリス、フランス、イタリアを経てアメリカに移住した政治学者である。彼によれば、今日の自由民主主義の危機は、リベラリズムとデモクラシーの分離・衝突、すなわち非リベラルなデモクラシー（権利なきデモクラシー）と非民主的なリベラリズム（デモクラシーなき権利）へと分岐したところに現れている¹⁷。

モンクによれば、その起源（要因）は①経済の停滞（生活水準低下と将来不安）、②アイデンティティ（排除とルサンチマン・不安）、③ソーシャルメディア（テクノ楽観主義とテクノ悲観主義の落差）、である。これらはしばしば、「トランプ現象」台頭の要因として挙げられているものである。彼はこれらに対応して、3つの局面で行動する必要があると言う。すなわち、（1）不平等を和らげ、生活水準を急速に向上するための経済政策、（2）近代国家におけるメンバーシップと所属の意味を考える、（3）インターネットとソーシャルメディアがもたらす変容に耐える術を学ぶことである（p.18-20）。それらは、ポピュリスト政権阻止のための選挙運動などの政治活動と区別された、「ポピュリスト支持を生み出した構造的要因」を排除するための行動である（p.200）。

（1）は、課税や住宅政策、生産性向上をはかる現代的福祉政策の展開であるが、とくに「属性的なアイデンティティ」ではなく「職を通じて獲得されるアイデンティティ」（p.242）形成をもたらす「意味のある仕事」づくりを提案していることが注目される。（2）では、排外主義的ナショナリズムを乗り越え、「ナショナリズムを飼いならす」ような「（マイノリティと移民をも）包摂するナショナリズム」が提起されている¹⁸。（3）では、市民教育と「市民的徳」を刷新することが強調されている。アメリカの学校における市民教育の量的・質的後退を問題視し、あらためて「権威主義の誘惑に対する最大の防波堤は市民教育にある」

かを明らかにする必要がある。

¹⁶ 土佐は、リベラリズムとデモクラシーの解離の中から生まれるグローバルな権威主義体制を、「類としての人間を分割するネガティブなポスト・ヒューマニズムの政治」と捉えている。土佐弘之『ポスト・ヒューマニズムの政治』人文書院、2020、p.299。「ポスト・ヒューマン的転回」とは、社会構築主義やニューマテリアリズムなどによる、「ある種の権力的なバイアスや排他主義的性格を帯びた人間中心主義を乗り越えようとする試み」（p.12）であるが、それらの動向についての筆者の理解については前々稿Ⅲ。

¹⁷ ヤシャ・モンク『民主主義を救え！』（原著タイトルは“The People vs. Democracy”）吉田徹訳、岩波書店、2019（原著2018）、pp.7, 15, 23。以下、引用は同書。非民主主義と非リベラルの動向については、樋口陽一『リベラル・デモクラシーの現在——「ネオリベラル」と「イリベラル」のはざままで——』岩波新書、2019、も参照。

¹⁸ 後述のコミュニタリアニズムの視点からみれば、それは「リベラル・コミュニタリアニズム」であると言えよう。小林正弥・菊池理夫編『コミュニタリアニズムのフロンティア』勁草書房、2012、第1章（川瀬貴之）。

(p.255) ことを確認し、民主主義の現状を批判することに終始するのではなく、市民的徳とその源流を伝え、「もし生き残りたいのであれば、市民たちはあらゆる機会を捉えて、自分たちの政治システムを守るためのイデオロギー闘争にはせ参じるべきだ」(p.263)と主張している。モンクの同上書出版後であるが、「デジタル・シティズンシップ」を提起した EC 閣僚委員会勧告(2019 年)は、それが「デジタル・インクルージョン」を推進し、「民主主義の文化を支えるもの」になるべきことを強調している。

なお、家族人類学者の E. トッドは人々の「下意識」にかかわる家族・宗教・教育や「場所の記憶」にまで遡って「原始民主主義」やアメリカをはじめとする欧米民主主義の「野蛮さ」(敵や奴隷を前提にし、先住民や黒人などを排除することなど)を分析しつつ、今日のポピュリズムの背景には、高等教育によるエリート／非エリートの分断があることを指摘している。そして、米仏のメリトクラシーや平等主義ではなく、貴族主義の伝統をもつイギリスの「ノブレス・オブリージュ」的あり方に「民衆とエリート層の関係を定め直す」方向を期待している¹⁹。「エピストクラシー」(ブレナン)の提起に重なるところがあるが、このような理解に立つならば、われわれが民主主義再生に向けて取り組むべきは高等教育改革を含む「グローバル市民性教育(GCED)」(後述)の推進であろう。

モンクは上掲書最終章で、「これからのポピュリストとの戦いに負け続ければ、挽回するチャンスはもはや巡ってこないだろう」という状況認識を示し、ストア主義的態度を捨てて街頭に出て、「信念のために戦う」こと、「リベラル・デモクラシーを救うために必要なことをすべきだ」と結論づけている(p.278)。強い危機意識があらわれているが、われわれが目すべきは、「信念」や「イデオロギー闘争」というよりも、上記の「ポピュリスト支持を生み出した構造的要因」に対する具体的取り組みである。(1)と(2)は、前稿でふれた「貧困・社会的排除問題」への取り組みにかかわるであろう。ここで重視したいのは、それらにも関連する(3)の領域、すなわち市民教育の理論的・実践的展開である。もちろん、それは子ども・学校教育だけでなく、むしろ青年・成人教育の課題である。この点、GCEDのあり方とあわせてⅢでふれることにしよう。

そうした課題に取り組む際には、トッドやウルビナティの分析にもあるように「ポピュリズム」は多様で、おおきく左右両派のものがあり、「人民主権」を主張するポピュリズム(「人民主義」)そのものを排除すべきではなかろう。たとえば木下ちがやは、ポピュリズムに「(人民あるいは民衆の)政治参加を促す集合的意思」を見て、日本の小泉政権の新自由主義的ポピュリズムや新保守主義的な安倍政権だけでなく、3.11 以後の社会運動もポピュリズム的なもの(「新しいアナキズム」を含む)として位置付け、むしろそこに新しい民主主義の可能性を探っている²⁰。課題は、「左派ポピュリズム」や「根源的民主主義」そして「絶対的民主主義」

¹⁹ E. トッド『我々はどこから来て、どこにいるのか? 下 民主主義の野蛮な起源』堀茂樹訳、文藝春秋、2020(原著 2017)、p.292-293。

の提起後、資本と資本主義、政治的实践と社会的实践の区別と関連をふまえた上で、「民主主義の实践」の今日的展開論理を理解することである²¹。

さらに『ポピュリズムの理性』を主張したラクラウは、ジジェクやネグリ／ハート（「絶対民主主義」）の理論的・政治的袋小路は（ヘーゲルの、あるいはスピノザ＝ドゥルーズ的な）「何らかの形式的内在性」に依拠していて、グラムシ的ヘゲモニーの論理が問われる「政治学」の具体的な論理を展開していないことを批判し、「人民」政治的カテゴリーの検討を提起している。そして、本稿Ⅲの1でふれるランシエールを評価しつつ、「階級」から「集合的意志」へというグラムシの提起をふまえて、「社会的諸要求の自律性、それらの接合の論理、それらから帰結する集合的諸存在の性質を再概念化」する必要を強調していた²²。一面で妥当な主張であり、ポピュリズムの民主主義的契機の発展の課題もあるが²³、それらはネグリ／ハートのグラムシ理解や実践論の提起の意味を必ずしも理解していない批判でもあり、それらの検討を経て、ヘゲモニー＝教育学的関係の実践論理を展開する必要がある²⁴。

以上を念頭におき、本稿ではSDGs時代の「市民（性）教育」についてⅢで検討するが、その実践は、民主主義そのものの展開だと言える。次節以降では、理念や制度を超えた「実践としての民主主義」に焦点化する方向で考えていこう。

2 「歴史の終焉」か「リベラリズムの終焉」か

戦後民主主義＝福祉国家的民主主義を支えた中心的思想としての「自由民主主義」については、1990年代以降における「分裂」というだけでなく、自由主義（リベラリズム）そのものへの批判があり、さらにはその「終焉」が主張されてきたという動向をふまえておく必要がある。

前節冒頭でふれたフクヤマの「歴史の終焉」（西欧自由民主主義の普遍化）論は、その多くをA.コジェーブ（正確には後期コジェーブ）のそれに依拠したものであった。前期コジェーブ

²⁰ 木下ちがや『ポピュリズムと「民意」の政治学——3.11以後の民主主義——』大月書店、2017、とくに序章および第10章。民主主義論とのかかわりでのその評価は、「市民的不服従」の視点から見直した方がいいだろう。W.E.ショイアマン『市民的不服従』森達也監訳、人文書院、2022（原著2018）、とくに第4、5章。

²¹ 拙著『『コロナ危機』を乗り越える将来社会論』前出。第3章で「左派ポピュリズム」を重視するラクラウ／ムフの「根源的で複数的な民主主義」の特徴と課題にふれた。

²² E.ラクラウ『ポピュリズムの理性』澤里岳史・河村一郎訳、明石書店、2018（原著2005）、pp. 298, 322-323, 330-332。

²³ 山本は、熟議民主主義や闘技民主主義の視野からはずれる、アイデンティティが不安定・不確実性あるいは否定性のもとにおかれた「不審者」の視点にたつて、ラクラウのポピュリズム論は彼らの「集合的アイデンティティとしての人民を構築」あるいは「政治的なものを再起動する」プロジェクトだとし、かかわる同一化・象徴的代表・動員をヘゲモニー的概念として捉え直すことを主張している。山本圭『不審者のデモクラシー——ラクラウの政治思想——』岩波書店、2016、pp. 231, 234, 237-38。

²⁴ 拙著『『コロナ危機』を乗り越える将来社会論』前出、第1章。

ブはヘーゲルの「歴史の終焉」論、すなわち『精神現象学』に見られるような「承認をめぐる闘争」=「生命を賭した闘争」の人間の歴史が、「絶対知」（過去・現在だけでなく未来をも知り尽くす知）の円環運動によって閉じられていること=「歴史の終焉」を指摘していた。コジェーブの主張を「階級社会からシステム社会への転換」の時代に特徴的な提起として捉える山之内靖は、前期コジェーブの課題は「不確実性をあえて社会科学の中心問題として導入すること」であったとしながら、「歴史の終焉」はありうるものと考えていたと言う。すなわち、「歴史的時間性とコスモスの同一性を矛盾なく統一している円環的世界の中の生」として。ここでは「芸術や愛や遊び等々…要するに人間を幸福にするものはすべて保持されている」とするならば、それはマルクスの言う「自由の王国」にほかならないのではないのか、と²⁵。

ヘーゲルはフランス革命後のナポレオンの登場を「歴史の終焉」と捉えたのであるが、その歴史的結果を知っている前期コジェーブは、上記のような「歴史の終焉」は「彼岸」への希望だとも言っていた。しかし、『ヘーゲル精神現象学講義入門』（1947年）の第2版（1968年）の註（六）追記では、「アメリカ的生活様式」が（すべての成員が今後彼らに良いと思われるすべてを我が物とすることができ、だからといって望む以上に働く必要もない）「階級なき社会」=「歴史以後の社会」への移行の最終段階だと言う。山之内によれば、そうした議論は「階級社会からシステム社会への移行」の時代に対応し、コジェーブのいう「普遍的で均質な国家 universal homogenous state」=「自由で平和で均質な豊かな社会」が成立したと考えられたのである。そのような後期コジェーブの「歴史の終焉」論の後継者を自認しているのが、F. フクヤマにほかならない。ただし、「歴史の弁証法を中心とする時間性のコスモスは、自然的コスモスとのあいだに和解不可能な軋轢」をもたらしていることを理解しないところに後期コジェーブの限界がある、と山之内は指摘する。

このようなコジェーブ批判は、SDGs時代の今日、多くが首肯できることであろう。しかし、「階級社会からシステム社会へ」という理解を前提にして、アメリカ的生活様式=「自由民主主義」を「歴史の終焉」の最終段階だと理解することには問題がある。社会システム論、とくに不確実性や複雑性を中心におく社会システム論の特徴と問題点については前々稿および前稿でくわしく述べたので、ここでは省略する。コジェーブに即しては、ヘーゲル『精神現象学』における「承認をめぐる闘争」（自己意識論）と「絶対知」を媒介するものとして、まず「理性」章を現段階的に再構成（個体的・環境的理性、観察的・行為的・協同的・公共的理性）するという課題もある²⁶。

²⁵ 山之内靖『システム世界の現代的位相』岩波書店、1996、p.224-231。次の段落も含めて、引用は同書第3章の四。なお岡本は、ヘーゲルのいう「円環」を「動物→人間→動物」とし「歴史の終焉」を「人間の動物化」と捉えるのはコジェーブの独創的アイデアであり、ヘーゲル自身の主旨は「精神の現実化」であると批判している。岡本裕一郎『ヘーゲルと現代思想の臨界——ポストモダンのフクロウたち——』ナカニシヤ出版、2009、p.62-65。岡本によれば「絶対知」とは「来るべき絶対知」であり、具体的内容を持っておらず「想起」=「捉え直し」すべきもので、「その都度の『今ここで』実現すべきもの」である（p.288-291）。

もとより、近現代の「自由」そのものがパラドックスを抱えている。ここでそれらに立ち入る余裕はないが²⁷、上記にかかわって指摘しておくべきは、フクヤマが「歴史の終焉」を主張して以後、現実には唯一の超大国となったアメリカがまさに「デモクラシーの帝国」²⁸として展開していく過程で「自由と民主主義の危機」が叫ばれるようになってきたことである。その基本的背景には、アメリカ主導の新自由主義的な経済的グローバリゼーションが進展することによって、むしろ「階級社会」化、その結果としての格差・貧困・社会的排除問題が深刻化してきたことがある。「システム社会」を「階級社会」を超えたものとし、矛盾的システムとして捉えることができなかったところに山之内の主張の問題点があった²⁹。世界システムを長期的視点で理解する多様な提起があるが³⁰、ここでは、「階級的システム」の視点を重視して「自由民主主義」とくに「リベラリズム」を含む大きな歴史的システム転換を捉えたものとして、前稿でもふれた I. ウォーラーステインの『アフター・リベラリズム』論とその具体化の動向をみておこう。

ウォーラーステインは、1989 年（東欧民主主義革命）以降を、1789 年（フランス革命）に始まる「リベラリズム」（保守主義と社会主義を伴う）が終焉し、新しい史的世界システムに

²⁶ 筆者は、これらを含む「地域づくり教育 (ESIC)」を「現代的理性」形成の代表例だと考えてきた。拙著『持続可能な発展の教育学——ともに世界をつくる学び——』東洋館出版社、2013、第 7 章。同『将来社会への学び』前出、第 9 章第 4 節。本稿では IV の 2 で ESIC にふれる。

なお竹田は、「他者の承認」という人間欲望の本質的契機を捉えたコジューブを高く評価しながらも、コジューブが「事そのもの」（理性章）や「良心」（精神章）などの意義についてほとんど論じていないことを指摘しつつ、「絶対知」の内実は「人間の本質としての『自由』の相互承認という段階においてその関係的知の最後の境位」を示すもので、それを「歴史の終焉」と理解する必要があるの难道かと批判している。竹田青嗣『人間の自由の条件——ヘーゲルとポストモダン思想——』講談社学術文庫、2010（初出 2004）、pp.133-134、145、262-263。近代の自己意識がぶつかる「個性性と普遍性」という基本的アポリアに対応するものとして「自由の相互承認」を考えるその理解は、「主体と客体」「個性性と社会性」の矛盾を克服しようとする「自己実現と相互承認」の実践を重視してきた筆者の理解と重なるところがあり、本連続稿は竹田が課題としていた「自由の相互承認」論の「社会学的転移」（p.509）の課題に応えようとする側面もある（ヘーゲルの「人倫」から「グラムシ的 3 次元」へ）。本稿では、哲学的・倫理的批判を超えて「自由と平等を実践的に統一」する民主主義のあり方を考えていく。

²⁷ たとえば牧野広義『自由のパラドックスと弁証法』（青木書店、2001）は、①自由の名による専制、②消極的自由、③自由主義、④「人間の自由」と環境破壊、⑤「意志の自由」のパラドックスを挙げ、それらを解決する（1）自由と平等、（2）自由と共同、（3）自由と必然性という「自由の弁証法」の課題を挙げている（序章および終章）。（1）と（2）は後述のリベラリズム・コミュニタリアン論争にかかわる。牧野は、自由主義の欠陥は「もはや自由主義を維持できないほど」重大で、代替案はむしろ「民主主義の原則」だと言う（pp.172、180）。問題はその内実である。

²⁸ 藤原帰一『デモクラシーの帝国——アメリカ・戦争・現代世界——』岩波新書、2002、同『正しい戦争』は本当にあるのか』講談社、2022。

²⁹ 山之内はその後、システムの矛盾的展開論理に立ち入るというよりも「受苦的存在論」や「ノマド論」を重視するようになる。前々稿「おわりに」。

³⁰ たとえば、アメリカ資本主義を史的蓄積システムの第 4 サイクルと捉える G. アリギ『長い 20 世紀』（1991 年）、「超帝国」から「超民主主義」へと展望する J. アタリ『21 世紀の歴史』（2006 年）。世界システムをめぐる諸議論については三宅芳夫・菊池恵介編『近代世界システムと新自由主義グローバリズム』作品社、2014、など。

移行する過渡期＝カオス期だとしていた。彼によれば、「近代性 modernity」の基本的特徴は「技術の近代性と解放の近代性との間の混乱した共生」であり、それらを統合するイデオロギーとしてのリベラリズムは、人権・自由・民主主義というスローガンを掲げ、「選挙権、福祉国家、国民的一体性」という「三重の合理的改革プログラム」を提供してきた。リベラリズムを体系づけてきたのは「合理的改良主義」＝漸進主義であるが、「根本的には反民主主義的」で、「危険な諸階級」（反システム勢力）に対する「イデオロギー的盾」であった。しかし今日、①利用可能な安価な労働力の世界的プールの深刻な枯渇、②福祉国家の後退と中間階層への締め付け、③エコロジ的な危機、④南北経済格差による南側から北側への移民運動、などによって長期的崩壊過程（経済学的にはコンドラチェフ波のB局面）に遭遇し、「終わりのなき資本蓄積」を基本原理としてきた「史的システムとしての資本主義」は終焉を迎えている³¹。

「トランプ現象」が広がる中、マスコミを含めて「非リベラル」の動向を指摘するものは多いが、そうした中で吉田徹は、戦後自由民主主義に固有な条件を共同体・権力・争点の三位一体の視点から検討し、その崩壊（分厚い中間層の衰退など）が「アフター・リベラル」的状況を生み出したと言う。そして、そうした現象は「リベラリズムの5つの層」（M. フリーデン）、すなわち政治・経済・個人主義・社会・寛容の「相互の不適合の結果」であるから、リベラリズムを「請け戻す」ために、とくに個人主義に対する寛容、経済リベラリズムに対する社会リベラリズムの均衡・優位を取り戻すことをてがかりに、新たな「三位一体」に対応する「アイデンティティ・個人・主体という三角形」を意識的・反省的に発展・均衡させていくこと＝「人間性の剥奪に抵抗するリベラリズムの構想」を主張する。筆者の言う「人格論」の発展課題を含めた構想として注目される³²。

ここではしかし、ウォーラースタインの提起をふまえてより長期的・構造的視点から、今日の「権威主義的非リベラリズムの動向」はリベラリズム自体がもたしたものであり、リベラリズムは「成功したために失敗した」と言うP. J. デニーンの研究に注目してみよう。それは、個人主義と国家主義を結合したリベラリズムが「自由の理想」とする「特定の義務や責任、負債、人間関係からの解放」という目標は、「国家と市場というふたつの構造体によって推進さ

³¹ I. ウォーラースタイン『アフター・リベラリズム——近代世界システムを支えたイデオロギーの終焉——』松岡利道訳、藤原書店、1997（原著1995）、pp.17-18, 192, 213-215, 229, 384-385, 396-398。民主主義についてウォーラースタインは、「レトリックとしての民主主義」「実現としての民主主義」「可能性としての民主主義」を区別しつつ、真の問題の焦点は「平等」であるが、システム移行期＝カオス期にある今日では「漸進主義の限界点」に達し、より民主的で平等主義的な「システム創出」に向けた「政治的・道徳的選択」が求められていると言う。I. ウォーラースタイン『脱商品化の時代——アメリカン・パワーの衰退と来るべき世界——』山下範久訳、藤原書店、2004（原著2003）、pp.224-235, 323-325。その複雑性理論の発展課題については、前稿を参照されたい。

³² 吉田徹『アフター・リベラル』講談社現代新書、2020、第1章、pp.290-292, 298-300。吉田のいう「三角形」は筆者の考えてきた本質・実体・主体の統一としての人格に照応する。現代的人格論の展開課題については、さしあたって、拙稿「SDGs時代の「創り手」としての主体的人格」北海道大学『開発論集』第106号、2021、を参照されたい。

れ、非人格化と抽象化によって達成されてきた」ことによって、「自分を高めながら公共の物事に関心を持つ市民（citizen）を欠いたまま、支配階級と一般市民を分離するという結果を招いた」というアメリカ合衆国における歴史的経過をふまえるからである³³。彼は、ウォーラー・ステインのいう「合理的改良主義」の問題にさらに立ち入っている。

すなわち、「しがらみから離脱した利己的な経済主体としての個人」は、K. ポランニーが指摘したように、国家主義・国家的介入と並んで発展してきた（p.71-72）。デニーンは、そうした中で個人主義的リベラリズムが社会全体に及び、「アンチカルチャー」、技術の発展による自由の喪失、リベラルアーツ（教養）の衰退、さらには「新たな貴族制」を生み出し、「市民性（シティズンシップ）」を没落させてきたことを具体的に示している。リベラリズムの後には「リベラロクラシー的な独裁制、もしくは厳格で残酷にもなりえる権威主義的な体制」が生まれる恐れを指摘する³⁴。その一方で、リベラリズム・イデオロギーから脱却し、「経験と慣習の大釜から、最終的によりよい政策論と社会が出現するかもしれない」と言う（p.222-223）。そして、後者の方向に進むために力を注ぐべきは、「共同体の中で文化を支える慣習の構築、生活経済の普及、そして『ボリスの生活』、つまり市民の共同参加から生じる自律の形」である。そのために、「リベラリズムが促進した、孤立し非人格化された生活」とは異なる「カウンターカルチャーの共同体」を作ることから出発することを提起する。そして、その基軸となるのは「共通の自己統治の実践と相互教育」である、とデニーンは結論づける（pp. 234, 239）。

そのような実践と相互教育の具体的内実は不明であるが、彼の主張の思想的背景には、いわゆる「リベラリズム（自由主義）・コミュニタリアニズム（共同体主義）論争」におけるコミュニタリアニズムからのリベラリズム批判がある。この論争についてはすでに紹介があり³⁵、「共同体的民主主義」³⁶の提起もあったが、その後のコミュニタリアニズムにはグローバルな展開が見られた。そうした中で小林正弥らは、日本のコミュニタリアニズムとして、南原

³³ P. J. デニーン『リベラリズムはなぜ失敗したか』角敦子訳、原書房、2019（原著 2018）、pp.11, 17, 24, 33。以下の引用は同書。

³⁴ それを現実化させたのが「新自由主義的生政治」による民主主義破壊であることについては、W. ブラウン『いかにして民主主義は失われていくのか——新自由主義の見えざる攻撃——』中井亜佐子訳、みすず書房、2017（原著 2015）。それが「民主制資本主義」の解体、さらに資本主義終焉につながると主張するのが、W. シュトレーク『資本主義はどう終わるのか』（村澤真保呂・信友健志訳、河出書房新社、2017、原著 2016）である。

³⁵ A. スウィフト／S. ムルホール編『リベラル・コミュニタリアン論争』谷澤正嗣訳、勁草書房、2006（初出 2005）、D. ラスマッセン編『普遍主義対共同体主義』菊池理夫ほか訳、日本経済評論社、1998（原著 1995）。その思想的背景について、小野紀明『政治思想史と理論のあいだ——「他者」をめぐる対話——』岩波書店、2022、など。

³⁶ セルズニックによれば、「共同体民主主義」の原理は①すべての人民の主権、②国家に対する共同体の優位、③共同体の幸福のための政府の責任、④社会的および政治的な参加の連続性、である。F. セルズニック『社会主義から共同体主義へ』M. ウォルツァー編『グローバルな市民社会に向かって』石田淳ほか訳、日本経済評論社、2001（原著 1995）、p.155-158。

繁と京都学派、賀川豊彦、宇野弘蔵、戦争責任論者までを挙げている³⁷。

もちろん、前提となるリベラルやリベラリズムの理解は多様である。古典的自由主義とは異なり、戦後に支配的となったリベラリズムを、政治思想だけでなく具体的な政策にまで立ち入って整理した田中拓道は、次のように「リベラル」を定義している。すなわち、「価値の多元性を前提として、すべての個人が自分の生き方を自由に選択でき、人生の目標を自由に追求できる機会を保障するために、国家が一定の再分配を行うべきだと考える政治的思想と立場」である。デニーンやウォーラステインの理解と重なるところもあるが、彼らとは異なり、このような「リベラル」は保守的政治思想と質的な意味で対置されている。「現代リベラル」は、保守プラス市場中心の「ワークフェア競争国家」、および保守プラス国家中心の「排外主義ポピュリズム」と対抗的關係にあり、なお模索の途上にある、と田中は言う。とくに「日本型福祉社会」からの転換が迫られてきた1990年代以降の日本では、雇用・福祉政策や労働運動・社会運動、政党間の長期的交渉と理念の構築など、そもそもリベラルを支える社会的基盤が欠落していたことを指摘している³⁸。

3 コミュニタリアニズムと「共和主義の再生」

以上を念頭におきつつ本節では、リベラリズムとくにJ. ロールズのそれを「負荷なき自己」（デニーンのいう「抽象的・非人格的个人」）論だと批判したことによって、代表的リベラリズム批判者とされるM. サンドルが、民主主義について直接的に論じた『民主政の不満』をあらためて検討してみよう³⁹。

³⁷ 小林正弥・菊池理夫編『コミュニタリアニズムのフロンティア』（前出）には、コミュニタリアニズムの多様な展開を示す論文が収められているが、宇野弘蔵までをコミュニタリアンだというのは広げすぎであろう。同書で青木孝平は、宇野経済学が「人間を本来的に労働力の所有者とみなす自然法的人間観そのものに対する批判」をしたことを指摘しているが、だからと言って、その背後に「コミュニタリアンと相通じる規範理論が厳然と存在する」とは言えない（pp.274, 282）。青木孝平『「他者」の倫理学——レヴィナス、親鸞、そして宇野弘蔵を読む——』（社会評論社、2016）では原理論・段階論・現状分析から成る「倫理的」宇野経済学が検討され、同『経済と法の原理論——宇野弘蔵の法律学——』（社会評論社、2019）では「宇野法律学」が展開されているが、それらのコミュニタリアンの性格が述べられているわけではない。

³⁸ 田中拓道『リベラルとは何か——17世紀の自由主義から現代日本まで——』中公新書、2020、pp.7, 191, 194-195。田中は、ロールズの正義論とそれを批判的に発展させようとしたセンおよびアンダーソンらの主張をふまえて、「現代リベラルの規範的な基準」として、①人生の出発点において多様な生き方の選択肢を保障する必要、②職業的技能・能力保証だけでなく、市民社会への参加、公共的な討議と決定への実効的なアクセスの保障、を挙げている（p.107）。とくに排外主義ポピュリズムに関しては、自由主義・保守主義・社会民主主義の福祉国家諸レジームの動向分析に基づき、「制度が普遍主義的であるほど、連帯意識が作られやすい」、「制度が選別的であるほど、連帯意識が作られにくい」という傾向を指摘しつつ、「移民か自国生まれの市民化を区別せず、同じ枠組みの中で手厚い保護を行うことが、排外主義を抑え込むためには必要」としている（pp.144, 150）。既述のモンクの主張に重なる。

³⁹ ロールズとサンドルを中心にした論争については、注35の文献のほか、宇野重規「リベラル・コミュニタリアン論争再訪」東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第64巻第2号、2013。A. センのロールズ批判とその発展課題については、前稿でふれた。プラトン／アリストテレスにはじま

同書訳者（小林正弥）の解説によれば、自由主義・共同体主義論争にかかわる政治論を整理すると、A（アナキズム）、Lt（リバタリアニズム）、L（リベラリズム）、R（共和主義）、C（コミュニタリアニズム）、Cn（保守主義）、F（ファシズム）となるが、『民主政の不満』におけるサンデルはこれらのうちのRとCにまたがり、とくに批判の対象としたロールズはLに位置づく。ただし、ロールズを政治哲学的に批判したことで知られる『自由主義と正義の限界』（1982）段階におけるサンデルは、より広くL⁴⁰も含んでいた。一般に、リベラリズムの「自由」は国家からの非干渉という消極的自由であるが、共和主義のいう「自由」は政治参加の自由、自治の自由であり、「政治的美徳」を重視する点でコミュニタリアニズムとの共通性がある。ただし、共和主義が「公民的美徳 civic virtue」を強調するのに対して、コミュニタリアニズムは権利や正義だけでなく「善」や義務・責任を含めた「全人格的な徳」をも主張する。それゆえ、「善」という美徳を重視しながら、政治参加という公民的美徳を積極的に擁護するサンデルは、「コミュニタリアニズム的共和主義」者であるとされている⁴¹。

サンデルは、冷戦体制崩壊後の各国で民主主義的理想が存在感を増しているのに対して、民主主義を代表する国とされてきたアメリカ合州国では、「公共的な生活における不満」が満ちていることを指摘していた。核心にあるものは、ひとつに、個人としても集団としても、自らの生活を統御する力を失いつつあるということであり、もうひとつに、家族から国家まで、共同体の道徳的骨組みが解体しつつあるということである。この2つの不満、つまり自己統治と共同体の問題について確信をもって語ることができないのが「リベラルな自由」論、すなわち「政府は、自分自身の価値や目的を選択することができる、自由で独立した自己としての人格を尊重する、権利の枠組みを与えるべきだ」とする思想である。それは、「自己統治に加わることによってこそ自由がある」、「自己統治のために必要となる人格的特性を市民の中に涵養する」という共和主義的政治理論の中心的考え方と対置されるものである（p.1-4）。

同上書第1章では、それまでのサンデルのリベラリズム批判が再度要約されている。それは、カント的リベラリズムとは異なる「負荷なき自己 unencumbered self」、戦後福祉国家を支えた「平等主義的リベラリズム」「最小限的リベラリズム」、そして中立性を志向して、個々人の「選択の自由」を保障する「手続的共和国」（行政・司法権力の増大）となってしまう、公民的責務たとえば奴隷制度や中絶に対して積極的発言ができないリベラリズムへの批判であ

りロールズに至る「正義論」の批判的検討については、さしあたって、D. ジョンストン『正義はどう論じられてきたか——相互性の概念的展開——』押村高ほか訳、みすず書房、2014（原著2011）。「社会的正義」論にまで立ち入り、今後の展望として「人間関係の相互性への強い関心こそが、正義の説得的な理論の最大の特徴になるだろう」と言い、グローバルな不正義は「相互尊重や国境を越える相互性の不在とかかわっている」ことを指摘している（pp.248, 252）。相互承認論の拡充が必要であるが、IIの1でみる井上達夫の主張に繋がる。

⁴⁰ 対比して、自由市場・最小国家・社会的寛容を主張するLtの動向については、渡辺靖『リバタリアニズム——アメリカを揺るがす自由至上主義——』中公新書、2019。

⁴¹ M. J. サンデル『民主政の不満——公共哲学を求めるアメリカ——上・下』金原恭子・小林正弥監訳、勁草書房、2010（原著1996）、上巻 pp.168-169, 172-174。以下、サンデルの引用は同書。

る。後続章では、アメリカ合衆国の建国以来の民主主義をめぐる歴史を事例に、「善」に対して「正義」が優位となって、共和主義的民主主義とくに「自己統治」とそれに不可欠な公民的人格形成論の影が薄くなってくる過程が具体的に示されている。

それは、建国当時支配的であった共和主義（第5章）が、モデルとしていた農民のあるいは職人的経営・生活と伝統的共同体が資本主義的大工業さらには独占的企業の発展とともに衰退し、変質していく過程として描かれている。とくに南北戦争を経て、「自由労働」と「奴隷労働」が「賃労働」へと収斂されていくことにともない、公民的理解が失われていく過程を示した第6章、20世紀初頭のいわゆる「革新主義の時代」からの巨大企業化・官僚主義化に伴う消費主義化、共和主義的公民論から主意主義的アイデンティへの展開を論じた第7章、そして消費者選好・総需要統制を重視するケインズ主義の登場によって「手続き的共和国」への転換が進んだことを主張した第8章へと展開している。

第9章では、こうして戦後の福祉国家的民主主義における「手続き的共和国の勝利」＝「共和主義の自由の喪失」がもたらされると同時に、「苦悩」がはじまったことを指摘する。その民主主義論を体現するのがロールズ『公正としての正義』論であり、「苦悩」とは既述の『民主政の不満』の2つの点である。以上の分析は、今日的にみても再検討すべき重要な論点を含んでいる⁴²。

これらに対してサンデルが主張するのが、共和主義の再生をもたらす「公共哲学」⁴³である。サンデルは「結論」を、共和主義的自由の再考から始める。とくに統一的一般意思を強調するルソーに対して、分散化・差異化され、合意的というよりも闘争的な共和主義的政治に注目し、「民主主義的で、多元的な形態」の公民的要素を重視したトクヴィルの方向（「中間的コミュニティ」の重視）をふまえて、道徳的（人格形成的）で自己統治的な道を探っている。

さらに、リベラルな民主主義論の上述のような限界を確認しつつ、とくに公民性の政治経済

⁴² サンデルの主張を延長すれば、新自由主義によるケインズ主義的福祉国家の破壊が、自由民主主義の衰微をもたらすということになろう。既述の比較政治学者・吉田徹は、リベラリズムがコミュニティとファシズムを回避するために「経済リベラリズムを囲い込んで、政治リベラリズムを可能」にするものとして20世紀後半の特殊な条件下で「事後的に正当化」されたもので、その条件喪失とともに「アフター・リベラル」状況が生まれたとしていた。21世紀の左右ポピュリズムを、新自由主義がもたらした「インサイダー（エリート）対アウトサイダー（非エリート）」の「新しい階級闘争」の現れだとするリンドは「民主的多元主義の再構築」を提起しているが、その歴史的教訓としているのは「階級間の平和条約」をもたらしたニューディール期の「民主的多元主義」（とくに労働者階級の交渉力と、市民の文化的権力）である。M. リンド『新しい階級闘争——大都市エリートから民主主義を守る——』施光恒監訳、2022（原著2020）、エピローグ、p.88-96。

⁴³ 公共哲学については、東アジアや日本の思想も重視した東京大学出版会講座『公共哲学』全10巻が目される。ただし、その総括的最終巻では「グローバル公共哲学」（序章、山脇直司）が提起され、本稿で後述のテーマにもかかわるが、「新公共（体）主義」を構想する「第4章 新公共主義の基本的展望」（小林正弥）でもサンデルについてはふれられず、民主主義との関係について論じた「第13章 公共政策の理念としての公共哲学」（足立幸男）では、サンデルの主張と対抗するような「費用便益分析」の意義が論じられている。佐々木毅・金泰昌編『21世紀公共哲学の地平』東京大学出版会、2002。

論復興＝「自由の公民的要素の回復」の動向に着目し、富者と貧者の不平等拡大に対する公民的自由要求（とくに公民権運動）、共同体開発法人 community development corporations、量販店拡大によるスプロール化問題への対応、新しい都市様式への都市計画、コミュニティ組織化などを挙げ、それらが「現代の自己統治を妨げているものとより直接に取り組むことによって、政治論争が活性化する」可能性を評価している（p.271）。共和主義の理念の再構成⁴⁴だけでなく、貧困・社会的排除問題への取り組みや地域再生・地域社会計画の展開の中に「自由の公民的要素の回復」の可能性を見ているものとして注目される。それは、「公共的フォーラム」（ウルビナティ）の再生にも繋がるであろう。

しかし、その後のグローバリゼーション時代においては、民主的な政治的権威を確立することがきわめて困難になっている。ひとつに、グローバルな経済を統治しうる政治的制度構築、もうひとつに、そこで必要とされる道徳的な権威の提供の課題である。グローバルな相互依存のネットワークを価値ある公共的生活に転換するのは「道徳的・政治的な問題であって、技術の問題ではない」（p.272-274）。ここでサンデルが提起するのは、コスモポリタニズム的主権への再移転ではなく、むしろ分権化である。トクヴィルの共和主義によれば、「自己統治は、主権が分散され、公民性が多重の市民参加の場を横断して形成される時に最もよく機能する」（p.282）。グローバルなメディアと市場を支配、少なくとも対抗するために必要な公民的資源は「場所や物語、記憶や意味、そして出来事やアイデンティティといった、私たちを世界に位置付け、私たちの生に道徳的な特定性を与えるものの中に見出せる」。そこで求められている共和的政治に必要とされるのは、「多重に位置づけられた自己 multiply-situated selves として思考し、行動しうる市民」（多重的で行動的な市民）である。その公民的美徳は「時には重なり合い、また時には対立する複数の要求をうまく調整していく能力であり、多重の忠誠がもたらす緊張関係の中で生きる能力」である、と（p.285）。

Ⅲで後述の「グローバル市民」形成につながるが、「中間的コミュニティ」の崩壊傾向（「中抜き状態」）が進行する中で、それは容易いことではない。サンデルによれば、ひとつに、多重的自己のあり方に耐えきれずに原理主義に、もうひとつに、無定型で物語を欠いた自己に陥る傾向があるからである。後者に対しても健全な反抗がなされるというよりも、むしろ権威主義的ポピュリズムの温床となる恐れがある。それゆえサンデルは、現代の希望は「私たちの置かれている状況を理解し、民生政に必要な公民的生活を回復するために、信念と自制を奮い起こす人々にかかっている」（p.286）、と結論づけている。

以上、やや立ち入りすぎたかも知れないが、日本におけるサンデル理解の状況を見れば、必要な作業だと思われる⁴⁵。その上で今日、サンデルが主張するような「多重的な行動的な市民」

⁴⁴ その動向については、佐伯啓思・松原隆一郎編『共和主義ルネッサンス——現代西欧思想の変貌——』NTT出版、2007、など。第7章（松原）では、サンデルが大きな転機としたケインズ理論の共和主義的側面が指摘されている。

⁴⁵ それは通俗的な「共同体主義」批判だけではない。たとえば牧野は、評判になったサンデルの「白

形成のためには、前稿でふれ、本稿でも後述する GAP のいう「複雑なシステム」思考、批判的思考をくぐった参加型・協同型学習活動が求められていると行うことができよう。実践論的には、サンデルがいう公民や市民が抱えている諸矛盾の、社会的協同実践（挙げられた諸実践など）をとおした克服過程を現代民主主義の展開過程として捉え直す必要がある。

II リベラリズムの新展開と「実験としての民主主義」

1 リベラリズムの危機対応：「他者への自由」

リベラリズムの側からの対応も見ておく必要がある。

I の3でみたサンデルの整理はあくまで、アメリカにおけるリベラリズムの歴史に沿ったものである。そうした視点からのリベラリズム理解の問題点は、リベラリズム・コミュニタリアニズム論争と新自由主義のヘゲモニック展開をくぐったアメリカでも問題視されてきている。

たとえば、ローマ時代にまで遡って「リベラリズムという一つの単語の歴史」をたどった H. ローゼンブラットは、アメリカでリベラリズムが政治的伝統になってきたのは 20 世紀とくに冷戦体制以後であり、近代リベラリズムはむしろフランス革命後に展開し、とくにアメリカに影響を与えたのはドイツの社会政策的リベラリズムであったことを明らかにしている。それらは「孤立的な個人主義とは無関係」であり、むしろ道徳や「公共善」を重視し、既述のサンデルの主張することに重なり、共和主義的伝統の中で、あるいはコミュニタリアニズム論として理解されてきたものである。アメリカの代表的プラグマティストで「民主的社会主義者」でもあった J. デューイも、リベラリズムとは「度量の大きさや寛大さ、とくに精神や性格のそれ」だと主張していた⁴⁶。

さらに遡れば、もっとも古い近代リベラリズム（自由主義）の歴史をもつイギリスにおける変容もふまえておくべきかもしれない。たとえば、ホッブズやロックから J. S. ミルへ、さら

熱教室」（『これから「正義」の話をしよう』）を取り上げて、その積極性を評価しながら、それが①個人レベルの判断の問題で国家・市民社会・国際社会あるいは企業の問題を取り上げていないこと、②現代資本主義における格差・不平等・貧困の問題とそれを解決しようとする制度的問題をほとんど論じていない、③講義形式をとって学生が関心をもつ「ミクロな正義」論が中心で「マクロな正義」を取り上げていない、④コミュニティでの共通善を言うが、権利論とくに社会権についての明確な主張がない、と批判している（牧野広義『人間の価値と正義』文理閣、2013、p.104-107）。「白熱教室」に関しては妥当な批判であるが、上述の『民主政の不満』など他の著作を見れば少し厳しすぎる批判だと思われる。

⁴⁶ H. ローゼンブラット『リベラリズム 失われた歴史と現在』三牧聖子・川上洋平訳、青土社、2020（原著 2018）、「イントロダクション」。デューイの評価は、その長い生涯のどの時期で見ると異なるが（上野正道『ジョン・デューイ——民主主義と教育の哲学——』岩波新書、2022）、筆者のデューイ「民主主義と教育」論の理解については、拙著『『コロナ危機』を乗り越える将来社会論』前出、第2章。サンデルが評価するトクヴィルのほか、H. アーレントにもふれるべきであるが、さしあたって、富永茂樹『トクヴィル——現代へのまなざし——』岩波新書、2010、千葉眞『アーレントと現代——自由の政治とその展望——』岩波書店、1996、など。

に 19 世紀末からの帝国主義や社会主義に対応するために、「社会的自由主義（ニューリベラリズム）」の展開があった。そこには「社会主義的自由」の主張も含まれ、それが戦後における英国福祉国家の思想につながっていった⁴⁷。こうした経過をふまえておくことは、上記のようなサンデルあるいはローゼンブラットの（アメリカ）リベラリズム理解を相対化する上でも必要なことであろう。

ここではしかし、それらには立ち入らず、現代民主主義論へつながるリベラリズムの新展開の方向を確認しておく。

まず、基本的にはリベラリズムの立場に立ちながら、上述のコミュニタリアニズムからの批判もふまえた上で、「正義の基底性」を重視する「遅しきリベラリズム」=「正義基底のリベラリズム」を主張している井上達夫の所論を見ておこう。それらについて述べた『他者への自由』（1999 年）の増補新装版（2021 年）によれば、「正義基底のリベラリズム」は、「普遍主義的正義理念を真剣に受け止めて、自己と異なる視点をもつ他者との対話を通じた自己変容の試練を引き受ける『他者への自由』」である。現在の民主主義の危機を乗り越えるためには、「他者への自由の陶冶」は回避不可能である、と⁴⁸。コミュニタリアニズムとの論争をとおして対話・コミュニケーション・討議論の必要性が高まった⁴⁹。井上の主張は、その根拠にまで立ち入った対応例のひとつと言える。

井上は、ロールズの「公正としての正義」すなわち善に対する正義の優先性を「正義の基底性」と捉え直した上で、「公共性の哲学としてのリベラリズム」論を展開している。そこでは、共同体論（コミュニタリアニズム）からの批判の背景、すなわち共同体の人間関係の崩壊、現代人を蝕む社会病理といった理解を共有しつつ、リベラリズムの革新によってそれらに対応しようとしている。共同体論諸テーゼには自省的主体性論、帰属主義的主体性論、歴史主義、卓越主義 perfectionism、特殊主義、公民的共和主義、自治的民主主義があるとしつつ、まとめると「アトム的に孤立した個人の、無力化・恣意化された選択の自由から、一定の歴史と伝統に定位し、未来を共同形成してゆく共同体の中で陶冶された、個人の豊かな人間的主体性へ」という主張だと整理する（p.129-134）。

注目すべきは、「自省的主体性論」の重要性をふまえつつ、共同体論のいう「位置ある自我」（「負荷なき自我」批判）を、「厚く構成された thickly constituted 自我」かつ「自己解釈的存

⁴⁷ たとえば、L.T. ホブハウス『自由主義——福祉国家への思想的転換——』吉崎祥司監訳、大月書店、2010（原著 1911）。ロールズやロックにも共和主義的要素があることについては、佐伯・松原編『共和主義ルネッサンス』前出、第 2 章（井上彰）、第 5 章（山岡隆一）。冷戦時代に至るまでの各国および国際的な自由と民主主義の歴史的動向の理解については、福田歓一『デモクラシーと国民国家』岩波書店、2009、など参照。

⁴⁸ 井上達夫『増補新装版 他者への自由——公共性の哲学としてのリベラリズム——』勁草書房、2021、pp.244、258。以下、引用は同書。

⁴⁹ D. ラスマッセン編『普遍主義対共同体主義』前出、I 部。藤原保信『自由主義の再検討』岩波新書、1993、第 III 章。藤原は「自然とのコミュニケーション」をまで視野に入れた「共通善とくに内的善」の拡充を提起していた（p.192-194）。

in a self-interpreting being」として捉え直し、その「解釈的自律性」を強調していることである (p.155)。そうした自我は、「善き生」の諸価値を「自由な選択」の問題ではなく、「自己の生の上に開花させ、結実させる責任」、「自分が何者であるかを理解させ、本物の自尊を習得させる一つの使命」をもつ (p.156-157)。解釈的自律性とは「選ばない自由が自分にあるとは思えないが故に、自由に選んだとも主張できないような自己の生の指導価値を、解釈を通じて遂行する能力」である。その陶冶のために「正義の基底性」が要請されるのであり、それこそ「逞しいリベラリズム」と呼ぶべきものである (p.159-162)。そこでは、善く生きることと自己に誠実であること、すなわち、「有徳性と自由が不可分に結合している」(p.172)、と。

井上が描く社会はまず、「社交体 (societas)」(M. オークショット) = 「実体的人格の形式的連合、即ち目的にコミットした自我の目的独立的な連合」である (p.175-176)。それは組織論的な意味でのアソシエーションと考えられるが、井上はさらに「我々自身の限界についての自己理解の共有」を求めて、「他者性の政治」(W. コノリー) や「我・汝論」(E. レヴィナス) の批判的摂取をしつつ、リベラリズムは自由主義ではなく「自由へのしたたかな戦略」である、と言う。「自由は権力への意志を内包するがゆえに、自由を超えたものによって自己を限定されることなしには専制に転化する」、しかし「自由を超越するものによる自由の限定」は、単なる自由の制限ではなく、むしろ「自由を鍛え上げる試練」である。この「二重の逆説」を解くのが「他者性の受容を自由に要請する正義の基底性」なのである、と (p.235)。

「誰もが排除されない」ことを目標とする SDGs 時代、「他者性の受容」、具体的には社会的排除問題への対応が求められている。井上は、増補版 (2021 年) であらためて「他者への自由」= 「攪乱的存在としての他者を恐れずに接遇し、他者接遇を触媒とする自己変容の試練を引き受ける自由」を主張し、「他者への自由への陶冶」の必要性を強調している (p.257-258)。それらは成人学習論における「変容的 transformative 学習論」に重なるが、大震災からの人間的復興やコロナ危機・ウクライナ戦争への対応でも問われていることである。しかし、SDGs に対応する実践で求められているのは、Ⅲで見えるように、自分を変えることと自分が生きている周りの世界を変えることを統一するような実践である。

2 「差異の政治」から「責任の社会的つながりモデル」へ

ここでは、そうした方向への橋渡しをするものとして、戦後民主主義とくに福祉国家的民主主義の問い直しにかかわる多様な議論の中から、「新しい社会運動」とくにフェミニズム運動の経験をふまえて、「差異の政治」を主張していた I. M. ヤングに注目しよう。ヤングは、福祉資本主義の焦点であった「分配の正義」に対して、それでは捉えきれない社会構造の問題、すなわち「支配と抑圧」という視点からアプローチしていた。

その際に、抑圧とは「搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、暴力の5つの側面」= 不正義を意味するが、普遍性・不偏性を求める「分配の正義」はもちろん、統一的・不偏的な公民的公衆を主張する批判理論や参加民主主義論も、人種・性・同性愛・高齢者・障害者などに対す

る差別＝社会構造問題に対応できず、むしろこれらを隠蔽し助長する恐れがあると批判する。そして、「分配概念ではなく、支配と抑圧の概念こそが、社会的正義の概念の出発点となるべき」だと主張した⁵⁰。

分配的パラダイムは、第1に、物質的な分配を決定する制度的文脈を無視し、その存在を前提にし（覆い隠してしまい）がちであり、第2に、非物質的存在のあり方を誤って表象し（実体化、抽象化し）てしまう（pp.24, 38, 42）。ここから生まれる「福祉資本主義社会」（①集合的福祉の最大化、②基本的ニーズの充足、③形式的平等と非属人的な手続き）による「脱政治化」（市民をサービスの顧客／消費者とし、公的生活への積極的参加を阻害する）を批判する（p.96-97）。その結果もたらされる「抑圧」の5つの側面の論証（第2章）の上で、社会運動の展開をふまえた「差異の政治」が主張されている。ヤングは、今日の政治の本質は「消費者指向で所有個人主義的な人間像にもとづく分配としての正義と、より能動的な人間像に基づく可能性の付与としてのエンパワーメントとしての正義」の弁証法的対立にあるとし、「社会的正義の条件としての民主主義」、とくに「公的な議論と民主的な意思決定過程への参加」を重視する（p.128-129）。それはしかし、単なる参加民主主義でも、民主主義と参加を「地域レベルでの民主的コントロール」と同一視するものでもない（p.133）。

強調されるのは、「差異の本質主義的理解」（集団を異なる本性を持つものとして規定する）を批判し、「差異をより流動的で関係的な社会過程の産物」として規定する「平等主義的な差異の政治」である（p.221）。「社会的正義の目標は、社会的平等である」が、その中心は「財の分配に関連するものではなく、社会の主要な制度にすべての人を完全に参加させ包摂すること」である（p.242）。民主的公衆には「それを構成する抑圧された集団、不利な立場にある集団の人々が持つ、明確に異なる声や視点を効果的に承認し代表する」メカニズムを提供すべきである（p.257）。その際に重視される「異質性を備えた公衆」とは、公的な議論や意思決定の出現を妨げる「利益集団多元主義」とは異なり、「目の前にある問題について参加者が共に議論することで正義の原則に従った決定に到達するような公衆」である（p.265）。

こうした視点から、アフーマティブ・アクション、専門家主義・能力主義、さらにはコミュニケーション的理性論（J.ハーバマス）なども批判され、背後にある「ヒエラルヒー的分業」が内包する支配と抑圧に遡って不正義が問われている（p.300）。ヤングは、フェミニズム運動から生まれた「意識高揚 consciousness raising」の実践を評価しながらも、「人々が自分自身や他者との関係を反省するようになるのは、問題を認識する具体的な社会的協働という環境においてのみ」だと言っている（p.317）。「社会的協働」論の展開はないが、筆者のいう「社会的協働実践」が重視されているものと考えることができる。

ヤングは、コミュニタリアンからの批判については「多くを共有」しているが、「コミュニ

⁵⁰ I.M. ヤング『正義と差異の政治』飯田文雄ほか監訳、法政大学出版局、2020、原著1990、pp.1-2, 10-14, 21。以下、引用は同書。

ティの理念が、民主政体に変わる適切な構想を提示できていない」と指摘する。それは、「主体相互の融合」という欲望を表現する「アイデンティティの論理」あるいは「ルソー主義者の夢」を体現しているが、「現実には、その集団に同一化できない人々を排除する形で作用」し、「社会的な差異という現実」，「社会的な過程を特徴づける，時間的・空間的な間隔化という形態による差異」を否定することになると批判する。「多重に位置づけられた自己として思考し，行動しうる市民」（サンデル）のより現実的な理解だとも言えるが，具体的に都市における異質な諸集団の現実をふまえて，コミュニティの「自律」ではなく，排除されている人々の「エンパワーメント」を主張している（p.314-315）。

個人主義とコミュニティは互いに否定的に定義しているが，「差異を否定し，複数性と異質性を統一したいという欲望を伴っている」と言う点で共通しており，コミュニタリアニズムは「共有された全体の内部で相互に統一されたものとして人々の人格を理解するように求める」。それゆえ，その理念は「主体の存在論的差異を否定し，貶め，抑圧」し，「社会の無限性を自己完結的な全体という安らぎの中に解体」しようとする（p.317-318）。しかし，主体は「異質性を伴った過程」，「あらゆる主体は差異の戯れであり，完全には理解され得ない」（p.322）。

現代の都市は支配と抑圧，不正義に満ちているが，①排除なき社会的差異化，②多様性，③エロティシズム，④公開性，という理念的長所をもっている。これらをふまえて，「対面的な関係に特権を付与するコミュニティ」に理想を求めるような「閉じた概念」としての「自律性」ではなく，「エンパワーメント」（有効な発言権と投票を通じて，ある主体が意思決定に参加すること）が重視される。それは，たとえば地区集会と広域集会などの実践によって，「民主的なプロセスによってなされる決定の範囲を拡張すること」の追求である（pp.323, 347-348）。それらを推進する民主的な広域政府の原則は，①自由の促進，②相互に連合し，混在する集団や活動の多様性の促進，③公的空間の発展を支援する公共政策，計画，サービス供給，であるとされている（p.351-352）。

以上のような提起は，地域集会＝「公論の場」形成に始まる「地域計画づくり」にかかわるものとして注目される。その現段階的意味についてはⅣの3で検討するが，「広域政府」については，「平成の大合併」を経験し，自治体の「選択と集中」政策が展開されている現段階の日本の脈絡においては慎重な吟味が必要であろう。また，とくに都市における「閉じられたコミュニティ」に問題があるとしても，「開かれたコミュニティ」の展開をふまえた，多様な協同・協働・共同関係を通したエンパワーメント過程のあり方を検討することも必要である。

民主主義の未来は，議会制／直接制の二元論を超えて，「開かれた」「ショートカットを許さない」「理由を負い合う責任」の実践＝「熟議」による「民衆の理由にもとづく真なる支配」たる民主主義（「正当化実践の終わりなきプロセス」）だという提起がある⁵¹。ヤングはそうした

⁵¹ 内田智「第5章 『民主主義の危機』を超える民主主義の未来」山崎望編『民主主義に未来はあるのか？』前出，p.158。共和主義的審議によって公私二元論を越えようとする，大森秀臣『共和主

提起を具体化している、という側面もある。田村哲樹は、熟議民主主義論の立場から、ヤングが直面する諸困難の中で「あり得る／望ましい熟議」を考え、とくに「内在的排除」に対応する「情念に基づく多様なコミュニケーション様式」を承認し、「理論的論証以外のコミュニケーション様式の正当性」を主張したことを評価している。そのようにしてヤングの提起は、田村がいう（国家からミニ・パブリックス、親密権・家族までも含めた）「入れ子型熟議システム」の中に位置づけられるかも知れない⁵²。ヤング自身はしかし、上掲書「エピローグ」で、不正義を支配と抑圧のカテゴリーによって理解するという方法は「今日のあらゆる社会的文脈に妥当」し、国際正義へも応用可能であると言う（p.356）。

彼女はその後、国際的に展開する新自由主義的な「自己責任論」の跋扈を批判し、不正義と責任の「社会的つながりモデル」を提起する『正義の責任』論を展開している。そこでは最初に、アメリカにおける貧困をめぐる「自己責任論」と「社会構造責任論」の二項対立を批判し、とくに社会構造はしばしば意図せざる多様な人々の行為が複合的にかかわって貧困・社会的排除の状態を生み出していることを指摘しながら、「政治的責任」さらには「社会的責任」の問題を問うている。そこで提起されるのが、「責任の社会的つながりモデル」である。

すなわち、「不正な結果を伴う構造上のプロセスに自分たちの行為によって関与するすべての人々が、その不正義に対する責任を分有する」。それゆえ、「不正義な結果を生む現在の構造上のプロセスをより不正でないものに変革する義務」があり、過去遡及的というよりも「未来志向的」である必要がある。「構造上のプロセスを構成している規則や規範、物質的な影響力によって客観的に拘束されている」ことをふまえつつ、そのプロセスを変えられるのは「社会構造の中で多様な立場にある大勢の行為者たちがともに、そうしたプロセスに介入し、異なる結果をもたらすために行動すること」「これらのプロセスを変化させるために協働すること」、だと⁵³。まさに SDGs の実践で問われていることであろう。

それは、「排除する者」も「排除される者」も同じ構造から生まれるのであり、その構造の矛盾を克服する協同・協働実践が求められているということを意味する。「抑圧からの解放」を主張した P. フレイレが、抑圧する者も抑圧される者も同時に解放されなければならないとして（『解放の教育学』）、対話や意識化の実践を提起したことが想起されよう。その実践論理は、E. ジェルピの思想と「学習権宣言」（1985 年）に始まる生涯教育・学習の革新をとおして、自分を変えることとまわりの世界を変えることを同時に追求する「変革的 transformative 教育」としての ESD に繋がっている。Ⅲで見ることになろう。

義の法理論——公私分離から審議的デモクラシーへ——』（勁草書房、2006）も参照。

⁵² 田村哲樹『熟議民主主義の困難——その乗り越え方の政治理論的考察——』ナカニシヤ出版、2017、pp.48、74-75、223、235。田村によれば、代表制民主主義と公／私区分を乗り越えると言う点で、ヤングの提起は「熟議民主主義的自由民主主義を超える射程を持つ」（p.205）。

⁵³ I. M. ヤング『正義への責任』岡野八代・池田直子訳、岩波書店、2022（原著 2011）、pp.172、194、198。とくに政治責任論の視点からのヤングの評価については、鶴飼健史『政治責任——民主主義とのつき合い方——』岩波新書、2022、pp.68-72、157。

3 「実験としての民主主義」

以上をふまえて、21世紀における民主主義のあり方を、現在日本の代表的民主主義研究者とされる宇野重規の提起をもとに考えてみよう。宇野は、サンデル同様に、「民主主義への不信」の状況をふまえながらも、民主主義の本質とは「自分たちの力で、自分たちの社会を変えていくこと」だと言う。そして、同じくアメリカでの民主主義の経験に基づきながら、共和主義的伝統というよりも、「民主主義とは本来実験」であるという実践的＝プラグマティズム的理解の重要性を指摘していた。そして、日本におけるソーシャル・ビジネス、島の地域再生、東日本大震災被災地での復興活動などの動向を見ながら、「結果はわからないとしても、自分自身が『民主主義の習慣』を実践し、それが『社会を変える』ことにつながっていくという信念が、いま静かに広がりを見せている」ことに希望を見ていた。『民主主義のつくり方』（2013年）の提起である⁵⁴。

しかし、その後、日本の戦後民主主義論の整理⁵⁵をふまえつつ、世界や日本における新たな動向を見て、民主主義は「瀕死」の状態にあるとし、あらためて『民主主義とは何か』（2021年）を問い直すこととなる。「民主主義の4つの危機」としては、①ポピュリズムの台頭、②独裁的指導者の増加、③第4次産業革命と呼ばれる技術革新、④コロナ危機、を挙げている⁵⁶。④以外は、Iの1でみたモンクらの指摘に重なる。③では、ユヴァル・ノア・ハラリが指摘する「デジタル専制主義」と「無用階級の増大」ということだけでなく、「一人ひとりの人間を平等な判断主体とみなすことという前提が揺らぐことが深刻」だと言う。

ここであらためて宇野の二著を見比べてみると、これまでの民主主義、とくに前提となる20世紀の民主主義論の見方に変化がみられることがわかる。

『民主主義のつくり方』では、民主主義の〈ルソー型〉から〈プラグマティズム型〉への転換がめざされていた。ルソーは「一般意志」に従うことで人々は自由になるというが、「一般意志というフィクション抜きに、民主主義を構想することは不可能なのだろうか」、「意志とは事後的に発見されるものなのだ」という視点が必要なのではないか。そうした疑問から、一般意志的信念が対立し合った南北戦争後のアメリカのプラグマティズム的民主主義に注目するのである。そこでは「理念は人間と世界をつなぐ媒介」であり、「実践することと不可分」であって、「真理」は「さしあたりの真理」にすぎず、しかも各個人によって多様であるから、重要なことは理念をもつことの「平等性と寛容性」である。それゆえ、「人民の単一の意志の優越という民主主義モデルから、実験としての民主主義モデルへの転換」が求められると言う

⁵⁴ 宇野重規『民主主義のつくり方』筑摩書房、2013、「はじめに」、p.208-209。

⁵⁵ 宇野重規編『民主主義と市民社会』岩波書店、2016。「配給された自由」としての民主主義をみずからのものとしてどう受肉化するかに取り組んできた戦後民主主義を、「一つの知的遺産」として読み込むことの重要性も指摘されている（p.320）。

⁵⁶ 宇野重規『民主主義とは何か』講談社現代新書、2020、p.18-19。同書は、「民主主義について過不足ない本を書いてみたい」と思って執筆したとされている（p.207）。以下、宇野からの引用は同書。

のである。

そこでは「普通の諸個人の間に広く共有されることで、理念ははじめて社会的なものとなる」のだから、多様な経験を繰り返すことで「習慣」となり、最終的に「一つの規範に集まってくる」ということ、「新たな習慣をつくり出す」ことで社会が更新されていく。したがって、とくに学校という実験の場を重視したデューイが言うように、「新たな社会的実践によって民主主義をつねに再創造していくこと」が重要なのである、と（「はじめに」）⁵⁷。かくして、「近代政治思想の隘路」（第2章）をさぐる前に、アメリカと日本における「民主主義の経験」（第1章）が、それらの後に、民主主義の「習慣の力」（第3章）の検討が置かれ、ソーシャル・ビジネス（社会的企業）や地域再生、被災地復興の経験に「民主主義の種子」を見るという構成になったのである。

『民主主義とは何か』では、そうした理解の展開は希薄である。20世紀の民主主義を扱った第4章「民主主義の『実現』」のテーマは、1「人民投票的民主主義と独裁」、2「エリート民主主義と多元主義」、3「参加と平等の回復を目指して」である。取り上げられている民主主義論者も、1ではM. ウェーバー、K. シュミット、2ではJ. シュンペーター、R. ダール、3ではH. アーレント、J. ロールズなどであり、上記のデューイやネオ・プラグマティストのR. ローティなどではない。この間の「民主主義の危機」、とくに戦後に支配的であった「自由民主主義」制度そのものの危機が背景にあると考えられる。

それらの検討をとおして宇野は、「民主主義の曖昧さ、そして実現の困難さ」を確認しながら、その実体は「自由で平等な市民による参加と、政治的権力への厳しい責任追及」であると分析している（p.269-271）。その結果、民主主義をめぐる3つの問いかけについて、以下のように結論づけている（「結び」）。すなわち、第1に「多数決と少数派の尊重」については、多数決は少数派の意見をみたく限りで正しい、第2に「民主主義とは選挙に尽きるか」については、民主主義は「参加と責任のシステム」であり、選挙と選挙以外の参加は「対抗的でありつつも相互補完的」に捉えるのが妥当（既述のウルピナティのいう「二頭政」であろう）、第3に「制度か理念か」については、民主主義には両側面があることをふまえて「両者を不断に結びつけていくことこそが重要」だということである。これらの中に、「実験としての民主主義」の位置付けはない。

宇野はこうした理解にもとづき、上記「民主主義の4つの危機」を乗り越えていくこと、たとえば①については「グローバルなレベルでの真の民主主義を実現するアイデアを競い合う」こと、②については「技術の変化と社会の変化の間の時差」を利用した対応、③については

⁵⁷ 上野は、デューイにとって民主主義は政治の一形態ではなく、「協同的な生き方であり、共同的にコミュニケーションがおこなわれる経験の様式」であるが、その思想の根幹には「コモン・マン（普通の人）への信仰」があったと言う。上野正道『ジョン・デューイ』前出、pp.100, 200-202。上野のデューイ民主主義理解と残された課題については、拙著『『コロナ危機』を乗り越える将来社会論』前出、第2章第4節を参照。

「国境を越えた市民社会の強化」や「新たな距離感に基づいて、人と人を結びつける民主主義の技術」を磨くこと（安全・経済・自由のトリレンマへの挑戦）を提起している。そして最後に、「個人は相互に自由かつ平等」であり、それを可能にする政治・経済・社会の秩序を模索し続けるのが「人間の存在理由」であり、「民主主義をどこまで信じていることができるか」、それがいま問われていると言うのである。

このような宇野の主張は、今日のリベラルな立場からの民主主義理解の代表例だと言える。しかし、これまでの歴史的経過をふまえるにせよ、民主主義については「信じる」ことよりも、「政治・経済・社会の秩序」の現実をふまえて民主主義を実現する政策と実践を検討する必要がある。「個人は相互に自由かつ平等」と主張するだけでなく、「自由」と「平等」には緊張・矛盾関係が存在すること、それは「個人」そのものにおける矛盾とつながっていることをふまえ、それらを乗り越えていく実践の論理を明らかにしなければならない。

〈中間考察〉グローバルな「実践としての民主主義」の方へ

もちろん、これまでの民主主義思想の再検討は必要である。たとえば、法制度論や政治学を超えた「政治思想」の観点から民主主義論を再検討した山本圭は、宇野と同様に、ウェーバーやシュミットらの「指導者民主主義」（第1章）、シュンペーターやダールらの「競争的・多元的民主主義」（第2章）をふまえて、マクファースンらの「参加民主主義」（第3章）、ハーバマスらとムフによる「熟議と闊議」の民主主義（第4章）を取り上げつつ、さらにデリダ、ランシエール、ラクラウといった現代思想を紹介している。そして、それらの思想はこれまでの民主主義の狭い理解から解放し、「いっそう日常にリンクした活動として評価し、市民一人ひとりの役割を再確認」するものであること、「民主主義の危機は民主主義によって克服されてきた」という試行錯誤の歴史をふまえ、「未来に手渡す価値のある遺産」としての民主主義思想の重要性を強調している⁵⁸。

それでは、何が「価値ある遺産」で、当面する理論と実践の主要課題は何か。筆者は前掲拙著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論』で、「将来社会は民主主義の徹底・進化の先にある」という展望のもとに、ヘゲモニー＝教育学的関係論（グラムシ）を前提にして、デューイに始まる「民主主義と教育」、そして熟議民主主義やその先のラディカル・デモクラシー（ムフ／ラクラウ）、絶対的民主主義（ネグリ／ハート）の吟味をして見た。ここで繰り返すことはしないが、たとえば、晩期デューイが大衆社会化に伴う「民主主義の危機」（権威主義的ポピュリズムの台頭）への対応として、「コミュニティとアソシエーション」を基盤とする民主主義の再生を提起していたことはふまえておく必要があろう。

また、ムフ／ラクラウは「根源的で複数的な民主主義」を主張したが、それは冷戦体制崩壊

⁵⁸ 山本圭『現代民主主義——指導者論から熟議、ポピュリズムまで——』中公新書、2021、終章。

後の自由民主主義（「リベラル・コンセンサス」）と政治的左派における「政治の不在」に対応するものであった。その際にムフが、グラムシのヘゲモニー論の批判的発展の視点から、ロールズの「政治なき政治哲学」はもちろん、シュミットの「政治学」も批判的に捉え直した上で、「権利か共通善か」「分配か承認か」など、本稿で見てきたサンデルやヤングの主張にかかわる論争も潜って、「政治的なものの尊厳」を回復しつつ「自由と平等（差異と同質性／等価性）の永続的緊張関係」に対応する「終わりなきプロセス」としての「民主主義革命の深化」を提起していたことを想起してもいいだろう⁵⁹。

「終わりなきプロセス」という限りでは、宇野の「実験としての民主主義」論と重なるところもある。しかし、同上拙著で述べたように、「グラムシ的3次元」をふまえた「民主主義の実践」論の展開は残された課題である。それゆえ筆者は、さらに「絶対的民主主義」論の中にその方向をさぐりつつ、民主主義を深化させる将来社会は現在取り組まれている実践の中に「すでに始まっている未来」の萌芽として存在していると考えて諸実践の検討もしてみた。それらをふまえると、宇野が提起した『民主主義のつくり方』の現段階的発展が必要である⁶⁰。

まず第1に、宇野はプラグマティズムの「習慣」論をふまえて「民主主義はほんらい実験」と言うが、「何が民主主義の実験か」、その焦点は何かから始めて検討する必要がある。たとえば、プラグマティズムの中でもデューイをもっとも根源的な民主主義者だという R. J. バーンスタインは、その「創造的民主主義」を高く評価しながらも、残された課題として「包括的なプランにもとづく社会的目標」の具体的提示を挙げている⁶¹。第2に、宇野が民主主義の「種子」として、そしてサンデルがリベラリズムを乗り越える実践例として提示した社会的諸実践を「自由と平等」を実践的に統一する「社会的協同実践」として位置付け⁶²、それらの

⁵⁹ C. ムフ『政治的なものの復興』千葉眞ほか訳、日本経済評論社、1998（原著1993）、pp.146-147、267。ムフは自由主義と共同体主義への両面批判をしつつ、「根源的な自由民主主義のプロジェクト」は参加民主主義を提起したマクファースンの遺産だとしている（p.227）。IIで見てきたこととかかわっては、井上達夫が前提としたオークショットの「社交体（ソキエタス、レス・プブリカ）」は「われわれ（友の側）」にしか当てはまらず、「構成的外部」を含めた「多様性と闘争という文脈」の中で「われわれ」を構成しなければならないと言う（p.138-139）。また、ヤングの「差異の政治」論を高く評価しながらも、それが究極的には「本質主義的」で「利益集団多元主義のハーバーマス版」となっているとし、ヘゲモニー的接合の政治的過程＝新しいアイデンティティ創出をするラディカル・デモクラシー的シティズンシップ論を主張していた（p.171-173）。

⁶⁰ 新型コロナ危機にあたって宇野は、「より高度な民主主義と世界連帯」の実現を主張しているが、「民主主義のバージョンアップ」については、P. ロザンヴァロン「理解可能性・統治責任・応答性」という統治論の提示に終わっている。宇野「コロナ危機、民主主義、そして世界的連帯」筑摩書房編集部『コロナ後の世界——いま、この地点から考える——』筑摩書房、2020、pp.156-157、159。コロナ危機にかかわる諸議論については、拙著『『コロナ危機を乗り越える将来社会論』前出、「あとがき——総括を兼ねて——」。

⁶¹ R. J. バーンスタイン『哲学のプラグマティズムの転回』廣瀬寛・佐藤駿訳、岩波書店、2017（原著2010）、p.132。デューイは、対立を重視しながらも「自由主義と共同体主義」や「討議と闘技」の敵対対立を乗り越えて、態度・感情・習慣を具現化する「社会的協働と教育」を重視した民主主義を展開したとされている（p.130-131）。

⁶² 宇野は「社会的企業」の意義についてもふれているが、「アソシエーティブ・デモクラシー」（P.

「等価性」をふまえて「接合」(ラクラウ／ムフ)する民主的展開方向を探ることである。

たとえば、「地域組織化 community organization」についてはサンデルも公民性回復の事例として挙げていたが、石神圭子は最近、ニューディール期以降のアメリカにおける S. D. アリンスキーを中心とした、人民主権をめざすラディカル・デモクラシー実践として歴史的・社会的・政治的分析をしている。そのイシューは、東南欧からの複雑な移民社会の社会関係 community relations 改善から、地域開発(とくに住宅開発)や人種統合、そして大気汚染までの広範な領域に及ぶ。その理念はトクヴィルやデューイに共通するものがあるが、デモクラシーはつねに「未完のプロジェクト」で「学びのプロセス」であると理解し、コミュニティ・オーガナイザーを育成しながら、コミュニティを基盤とする実践展開をとおして「人民権力」が生まれるとしていたところに特徴がある⁶³。筆者は、民族・宗教対立の典型例とされてきたイギリス北アイルランドで地域成人教育を展開してきたアルスター人民大学(Ulster People's College)への参加型調査にもとづいて、その諸実践の展開過程を community organization (community relations), community development, cultural action, community action, community development learning, social action とモデル的に整理したことがある⁶⁴。これらを、地域を基盤とした民主主義の展開構造として位置付け直していく必要がある。

SDGs 時代の今日では、第3に、新しい「習慣」のあり方が「持続可能なライフスタイル」として提起され、それが「コモン・マン」の市民性となるような社会へと変革することが課題となっていることをふまえておく必要がある。本稿Ⅲではそのことを、グローカル・シティズンシップをめぐる課題として考える。第4に、多様な「地域行動」「社会行動」を「持続可能で包摂的な地域づくり教育(ESIC)」の中に位置づけ直し、その実践論的發展課題を検討することである。Ⅳでは市民性教育としての ESIC の展開構造を示し、その一環としての地域 SD/ESD 計画づくり＝「民主主義の実験」への発展方向を、「絶対的民主主義」論の最近の提起もふまえて検討する。

その際に、宇野や山本の整理にも見られるように、そうした実践において重要となる「社会的自由」(K. ボランニー)や「自由のための民主的計画」(K. マンハイム)などが現代民主主義につながる思想として評価されることは少なかったことを指摘しておく必要がある。それは、民主主義が「政治学的」に理解されてきたというだけでなく、既述のように、「自由民主主義」が事実上アメリカ合衆国を基準に考えられてきたことにもよろう。ここで立ち入った検討をする余裕はないが、それらの検討は理念や思想を超えた「社会制度」としての民主主義を

ハースト)の位置づけはない。佐藤慶幸『アソシエーティブ・デモクラシー——自立と連帯の結合へ——』(有斐閣, 2007)は社会的経済, 具体例として生活クラブと地域通貨の運動を提起していた。

⁶³ 石神圭子『ソール・アリンスキーとデモクラシーの挑戦——20世紀アメリカにおけるコミュニティ組織化運動の政治史——』北海道大学出版会, 2021, pp.275, 292。

⁶⁴ 拙著『平和への地域づくり教育——アルスター・ピープルズ・カレッジの挑戦——』筑波書房, 1995, 「エピローグ」。

考察する上でも不可欠である⁶⁵。

さらに、グローバルな民主主義や市民性形成を考えるためには、第三世界＝グローバル・サウスからの提起をふまえておくことが必要である。この点については前稿で A. センの主張にかかわってふれたが、民主主義の非西欧的起源を探求した D. グレーバーは、「実践としての民主主義」（平等思考の意思決定手続きであれ、公共の議論による統治であれ）が発生するのは「国家の視界の外でどうにかやっ払いこうと努力する時」で、「文化間の即興がなされる領域」（民主的即興空間）であると言う。しかしながら、近代大西洋システム中核諸国が、諸種の社会運動からの圧力を受けてそれらを制度化（回収と再創造）する際に、前例として古典的アテネの「民主主義」や古代ローマの「代表制」を西欧的起源としたのだ、と主張している⁶⁶。その無政府主義的な視点からの、先住民や海賊、サパティスタ解放運動にまでひろがる民主主義理解は、Ⅲの2で見るグローバルサウスからの提起につながる。

次章および次々章では、以上のことを念頭において検討していく。

Ⅲ SDGs 時代の民主主義とグローバル市民性教育

1 ESD と「責任ある行動的グローバル市民」（ベルリン宣言、2021）

以上で検討してきた現代民主主義の課題をふまえて、以下では、「民主主義としての SDGs」の実践的焦点となる「グローバル市民性」形成について考えていくことにする。

SDGs の検討にあたって上原直人は、日本を含む戦後の「シティズンシップ（市民性）教

⁶⁵ さしあたって、若森みどり『カール・ポランニー——市場社会・民主主義・人間の自由——』NTT 出版、2011、秋元律郎・澤井敦『マンハイム研究——危機の理論と知識社会学——』早稲田大学出版部、1992、など。経済学的視点から組織・制度としての民主主義論の重要性を強調したものとして、芦田文夫『「資本」に対抗する民主主義——市場経済の制御と「アソシエーション」——』本の泉社、2021。K. プラマーは社会学の使命として「実験主義の実践」=「政治参加への教育学」を提起しているが、その特徴と残された課題については拙稿「将来社会への社会学的基盤——3つの方法規準の先に——」（『札幌唯物論』第 64/65 合併号、2022）を参照。

⁶⁶ D. グレーバー『民主主義の非西欧的起源について』片岡大右訳、以文社、2020（原著 2014）pp. 87-89, 99。そうした主張は、新たな史実を加えた古典的民主主義の捉え直しと並行して考えられるべきであろう（橋場弦『古代ギリシャの民主政』岩波新書、2022、など）。世界史の構造を交換様式の視点から捉え直した柄谷は、互酬交換（贈与と返礼）にもとづく氏族社会は、自由と平等と個人的自立を特徴としたが、それらは服従と保護の交換による国家と商品交換が支配的になっていった後にも、国家の周辺や間において残存し（とくに遊牧民や漁民）、「力」として「回復」されてきたと言う。柄谷行人『力と交換様式』岩波書店、2022、pp.59-162, 348-350。それらは、グレーバーの言う非西欧的民主主義に重なり合い、コミュニタリアン的思想の背景として理解しうるところもある。もちろん、「歴史のなかで展開されてきた多様な自由を起源から見直す」ことで近代的自由の「狭さ」を明らかにするような、習俗を含む比較研究に補完される必要がある。そうした研究から中手川は、自由の原義は「同質的な場にあるという衝動と、その場を広げようとする衝動」だという。仲手川良雄『歴史の中の自由——ホメロスとホッブズのあいだ——』中公新書、1986、「まえがき」、p.182-184。家族人類学の視点から「原始民主主義」にはじまり現代民主主義までの野蛮さを指摘した、E. トッド『我々がどこから来て、今どこにいるのか？』前出、も参照。

育」の動向を整理している。そして、とくに1990年代以降、「民主主義社会の鍵としてシティズンシップ教育への関心」が高まってきたことをふまえて、今後の展望として「主体化の構想としてのシティズンシップ教育の可能性を拓いていくものとなるだろう」と言う。G. J. J. ビースタが主張する、教育の「社会化の構想」から「主体化の構想」へという提起を受けたものである。「生涯学習の個人化とシティズンシップ教育が結びついていく傾向」、「自己責任の過度な強調、グローバルな労働市場への適応を基調としたシティズンシップ教育」を回避するために、「他者との協働的な学びを通して日常生活の実践的なプロセスの中から個人が民主的なシティズンシップを獲得していく」ものとして展望されている⁶⁷。

この点については、国連・ユネスコのESDと「地球市民性教育（GCED）」をめぐる動向をふまえて、ビースタの提起の意味に立ち入ってみておく必要がある。GCEDについては後述するとして、まず、国際成人教育運動から「（責任ある）行動的市民 Active Citizenship」が提起されてくる流れを確認しておこう。今日に至るユネスコの生涯教育は、教育開発国際委員会（通称フォール委員会）報告書『未来の学習』（1972年）が、政府間と人々の連帯、民主主義、「人間の完全な実現」のために、全生涯にわたって「人間として生きることを学ぶこと learning to be」ができる社会を実現する必要性を強調したことに始まる。

それは、国連21世紀教育国際委員会報告『学習：秘められた宝』（1996年）の「生活全体を通じた学び」と「学習四本柱」（①知ること、②なすこと、③人間としていきること to be、④ともに生きることを学ぶ）に発展する。この間、第4回成人教育会議は、学習活動は「なりゆきまかせの客体から、みずからの歴史を創造する主体へ」変えるものと提起する「学習権宣言」（1985年）を発表した。その学習権＝「人権中の人権」の6つの権利項目（読みかつ書く権利、問い続け熟慮する権利、構想し創造する権利、自分自身の世界を読み取り歴史を綴る権利、あらゆる教育手段にアクセスする権利、個人的・集団的技能を伸ばす権利）は、それぞれ「人間として生きる」ために不可欠なものだと考えることができる。

市民性教育にかかわるのは、人間開発計画と地球サミット（1992年）および世界人権会議「ウィーン宣言」（1993年）を受けて、「人間中心的開発と人権への十分な配慮にもとづいた参画型社会のみが持続可能で公正な発展をもたらす」ことを再確認した第5回成人教育会議「ハンブルク宣言」（1997年）である。そこで「生活全体をととした学び」が確認され、その中で成人学習の「情報的に豊かで寛容な市民性の創造」への寄与力、「市民の行動的な参加と表現を促進し刺激する」ことが指摘されている。それは、生涯的な過程である青年・成人教育の目的は「人々と地域社会」が当面する諸挑戦に立ち向かうために「みずからの運命と社会を統制できるようにする」ことだという理解のもとでの位置付けである。同宣言は「21世紀への鍵」となる成人学習の行動提起の宣言であり、10のアジェンダが掲げられ、SDの具体的課

⁶⁷ 上原直人「グローバル時代のシティズンシップ教育」佐藤一子・大安喜一・丸山英樹編『共生への学びを拓く——SDGsとグローバルな学び——』エイデル研究所、2022、pp.222-224、229。

題にもつながるものであった⁶⁸。

背景として、次節で見るように、1980年代からの第三世界では内発的でオルタナティブな発展を求める運動があった。また、Iの2および3で見たように、第一世界では、戦後福祉国家を支えたりベラリズムに対して自己決定・自己統治を重視するコミュニタリアニズムや、フェミニズムなどの社会運動からの批判があり、上述の定義はそれらを反映したものと考えられる。当時の大きな流れであった社会民主主義的ヨーロッパで提起された「補完性原理」とも響き合うものでもある。それらは、その後の新自由主義的政策が「公助なき自助・共助」=自己責任を推進していくことによって、再検討を迫られることになるのであるが。

第6回国際成人教育会議（2009年）は、「ハンプルク宣言」を受け継ぎつつ、21世紀の参画型民主主義の発展に寄与しようとする「ベレン行動枠組」を発表した。そこで生涯学習とは「包容的で解放的、人間的、民主的な諸価値に基礎をおくあらゆる形態の教育の哲学であり、概念的枠組み」とされた。成人の学習と教育は、人々が「自分たちの運命をコントロールするために必要な知識・潜在能力・技能・遂行能力・価値」を備えさせるものであり、「公正と包摂（包容）の実現、貧困の軽減、公平・平等・寛容・持続可能で知識を基盤とした諸コミュニティの構築」にとって不可欠なものだと言う。注目される勧告は、この間の先進国を含む世界的な格差拡大・貧困・社会的排除問題に対応しようとする「参加、包摂、公正」である。この行動枠組みをふまえて、2013年のユネスコ総会で「グローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択され、後述のESD原則が整理されたのである。

DESD（2005-2014）を総括する「ESD世界会議」の「あいち・なごや宣言」（2014年）は、「学習者自身および学習者が暮らす社会を変容=変革 transform させる力を与える ESDの可能性を重視」（宣言8）していた。この延長線上に、第7回国際成人教育会議が「マラケシュ行動枠組：成人学習・教育の変革力を実装する Harnessing the transformational power」を採択したのである（2022年6月）。

その前年、新型コロナ・パンデミックで新たな挑戦を受けつつ、ユネスコ世界会議は「ESDに関するベルリン宣言」（2021年）を採択した。そこでESDは、「批判的思考や協調・課題解決能力、複雑さやリスクへの対応力、レジリエンス（復原力）の強化、体系的かつ創造的に思考する力といった認知的・非認知的能力を培うこと」を可能にするもので、「責任ある行動的なグローバル市民」概念を推進すべきだと言う。「ESD+GCED」を具体化する「グローバル市民性教育」の提起である。理念・理論からアジェンダ、行動枠組、とくに貧困・社会的排除問題への取り組みを経て、「変革的 transformative 教育」が重視される中で「責任ある行動的なグローバル市民」概念が前面に出たのである。「責任ある」については、前稿でふれた A.セ

⁶⁸ 以上の背景と関連する動向については、拙著『エンパワーメントの教育学——ユネスコとグラムシとポスト・ポストモダン——』北樹出版、1999、とくに第2章。巻末に「ハンプルク宣言」の拙訳を付した。

ンの提起のほか、本稿Ⅱの3で見た「責任の社会的つながりモデル」(I. M. ヤング)を想起すべきであろう。

「行動的市民性 active citizenship」そのものは、グローバリゼーションに対応するEUの政策の中に位置づけられて広がったものである(とくに「グルントヴィ計画 2013-2017」)。そこには二面性があり(「行動的市民性教育」か「民主的市民性教育」か)、上原が着目したビースタの批判が成り立つ。ビースタは、これまでの教育(とくに学校教育)が「資格化」と「社会化」を目的にしてきたことを批判し、第3の次元として「主体化」、すなわち「行為と責任ある応答の主体」形成を主張してきた。最近では、とくにグローバル・ネットワーク社会からの「要請」に応えるような教育を批判し、そのような要請が「少なくとも停止される場所」が必要だと言う。学校はそのような場所であると同時に、「つねにオルタナティブがある世界に対しては開かれた」ものであるべきで、そこに「民主的関心」「民主的応答」が必要であると主張している⁶⁹。「行動的市民性」は、EU発のグローバル・ネットワークからの「要請」にほかならない。

ビースタの「主体化構想」による批判は、保守的教育だけでなく「革新的」学習主義(子ども・学習者中心主義、21世紀型学習論、批判的教育学を含む)にも向けられている。彼は「民主主義は政治的プロジェクト」という立場から、「個人の適応」に焦点化する「社会化の構想」も批判し、「自由への方向づけ」をもった「主体化の構想」を主張し、J. デューイの主張をふまえて「私的圏域から公共圏への民主主義の実験」の必要性を主張している。しかし、その実験=実践論としての展開は残された課題となっている⁷⁰。

ビースタは、市民としての学習とシティズンシップについての「主体化構想」は、「つねに開かれておりまた不完全な民主主義の実験への実際の参加から学習すること」であり、主体化とは「民主的な主体性が成立する目下進行中のプロセス」⁷¹だと言う。この民主主義理解はデューイの影響を受けたもので、既述の宇野重規の理解とも重なるが、現代民主主義論としてはJ. ランシエールをふまえたものである。

ランシエールは、学校はコンセンサス政治の場になっていること、Ⅰの1でふれた(討議民主主義を主張する)ハーバマスらもコンセンサスを前提にしていることに対して、コンセンサスは「政治的デモクラシーの消失」だと批判し、「不合意(dissensus)」を重視した思想家として知られる。民主主義は「たえず寡頭制政権から公的生活の独占権を奪い取り、富から生活の絶対権力を奪い取る活動」である、と言う。その運動は「公的人間の平等を共同生活の他の領域へ、とりわけ資本主義の富の無制限化が支配する全領域へと広げる運動」、および「たえ

⁶⁹ G. J. J. ビースタ『教育にこだわること——学校と社会をつなぎ直す——』上野正道訳、東京大学出版会、2021(原著2019)、pp.21, 30。

⁷⁰ 拙稿「市民性教育と児童・生徒の社会参画」前出を参照されたい。

⁷¹ G. J. J. ビースタ『民主主義を学習する——教育・生涯学習・シティズンシップ——』上野正道ほか訳、勁草書房、2014(原著2011)、pp.215-216, 149。

ず私化される公共領域が、すべての人、とるに足らない（とされている…引用者）人のものであることを再度主張するための運動」という「二重の運動」であり、そのプロセスは「永続的な再始動のプロセスであり、公的生活の永続的私化に抵抗する、様々な形の主体化や検証の機会を創案するプロセス」だと主張していた⁷²。

そうした運動やプロセスの展開論理＝実践論の提起はないが、ビースタやランシエールの主張は、ネグリ／ハートの「絶対的民主主義」論に繋がる⁷³。彼らは最近いくつかの実践的提起をしているので、Ⅳの3でふれることにしよう。

2 グローバル・サウスが求める「真の民主主義」と「計画論」批判

周知のように、SDGs は MDGs の後継である。MDGs は発展途上国、今日の呼称ではグローバル・サウスを対象とした発展計画であった。そのプロジェクトは一定の成果をあげたが、残された課題も多く、先進国を含めた世界的取り組みが求められて SDGs が始まったと受け止められている。そうして先進国の課題が焦点化されることによって、逆に、グローバル・サウスが後景に追いやられる傾向も見られる。しかし、世界的な格差の大きさ、グローバル・サウスの抱えている問題の深刻さは続いているし、グローバル・サウスからの問題提起を受け止めることはますます重要な課題である。ここでは、本稿のテーマにかかわって、「開発計画」そのものへの批判の動向から見ていこう。

戦後、そしてソ連型社会主義の崩壊後における超大国アメリカの「自由民主主義」に対しては、第三世界、そしてグローバル・サウスからの批判があった。それは、先述のラクハウの「根源的民主主義」論にも反映されているのであるが、民主主義論を超えた「脱開発論」、そして「脱成長論」⁷⁴として提起されてきたところに特徴がある。「計画論」批判はその一環である。その主唱者は、A. エスコバルであろう。エスコバルは、W. ザックス編『脱「開発」の時代』所収の論稿「計画」で、「計画立案の技術と計画の実践は、当初から開発のかなめだった」と言う。そして、19 世紀ヨーロッパの社会計画・都市計画・植民計画を通観し、「社会の（計画的）管理は近代的な被支配者をつくりだし」てきたが、「ひとことで言えば、計画は第三世界の歴史とニーズに関係なく、資本主義・産業社会のそれに見合った合理性、効率、道德性の基準にあわせて、社会・経済生活の意味をつくり変えてしまう」と主張していた。

⁷² J. ランシエール『民主主義への憎悪』松葉祥一訳、インスクリプト、2008（原著 2005）、pp.80, 86, 129, 141。

⁷³ ランシエールは「政治的なもの」「政治体」と区別して「〈共〉的秩序が象徴化される一つの秩序」＝「ポリス」を提起しつつ、「マルチチュード」（ネグリ／ハート）は経済的なものと政治的なものを同一視していると批判しているが、それらに対応するものこそネグリ／ハートの「絶対的民主主義」であろう（後述）。J. ランシエール『平等の方法』市田良彦ほか訳、航思社、2014（原著 2012）、pp.278, 326。

⁷⁴ S. ラトゥーシュ『脱成長』中野佳裕訳、2020（原著 2019）。その特徴と課題については、拙著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論』前出、第4章。

戦後の「開発の時代」は「計画の制度化の歴史」である。エスコバルは、とくに 1960～70 年代の「基本的人間ニーズ」戦略、具体的には総合農村開発計画・保健衛生計画などにより「第三世界の民衆の保健、教育、農業、生殖がすべてそうした計画の対象」となってきたことに着目し、それらがまさにフーコーのいう「生権力」「バイオポリティックス」の例にほかならないと言う。それは同じく「生権力」論による W. ブラウンのアメリカについての分析⁷⁵と重ねて拡充することもできるが、エルコバルは同時に、「それらによって周辺化された民衆の生活と知識、草の根の思考と活動のための新しい場と実践が、あるいは創造され、あるいは再構築されようとしている」ことを指摘した。そして、そうした中から生まれる多種多様な社会運動は「究極的に脱開発・脱経済の時代」に向かい、「計画などという概念は人々の関心から消え去ることであろう」と展望していた⁷⁶。

その計画論批判＝脱開発論は、『開発との遭遇』（1995 年）にまとめられている⁷⁷。21 世紀に入ってエスコバルは、フーコー的ポスト構造主義から「関係性中心の存在論」へ方法論を展開させ、「開発批判から〈もうひとつの経済〉へ」の考察を進めた。その論考を巻頭論文として収めたラヴィル／コラッジオ編『21 世紀の左派——北と南の対話に向けて——』（2014 年）の日本語特別編集版が「経済を変え、真の民主主義的グローバリゼーションを創るために」という副題のもとに出版されているので⁷⁸、それによって、グローバル・サウスからの問題提起とそれを受けた諸課題について、具体的に立ち入って確認しておこう。

構成は、第 I 部「ブエン・ビビール（善き生活）」と関係性中心の哲学—ラテンアメリカの革新」、第 II 部「社会民主主義の隘路から抜け出す—ヨーロッパ・北米の挑戦」、第 III 部「コミュニティの再構築を目指して—日本の課題」で、それぞれ 4 つの章から成る。序章で編訳者の中野佳裕は、同書の共通項として、以下の 3 つを挙げている。第 1 に、左派の衰退はその多様な思想的・実践的伝統を忘却したことに起因するとして、連帯経済や地域主義などの多様な歴史を再発見・再評価しようとしていること、第 2 に、それらに見られる「共」（「開かれたコミュニティ」）の領域の再構築、第 3 に、生産力主義／経済成長主義の批判と克服、である（p.16-18）。ここでは、ラテンアメリカからの提起を中心にしておく。

第 1 章（エスコバル）は、〈もうひとつの経済〉として、近代西欧的な「ユニバース」に対して「多元世界 pluriverse」への「移行 transition」を提起している。それは「すべての生命は常に関係性の中に存在しており、単なる客体もしくは個人としては存在していない」という

⁷⁵ W. ブラウン『いかにして民主主義は失われていくのか』前出。

⁷⁶ 以上、A. エスコバル「計画」W. ザックス『脱「開発」の時代——現代社会を解説するキーワード辞典——』晶文社、1996（原著 1992）。

⁷⁷ A. エスコバル『開発との遭遇』北野収訳、新評論、2022（原著 1995、新版 2012）。その評価については、後述のエスコバルの論点も含めて、本誌前号所収の拙稿「いま、あらためて『開発』を問う」を参照されたい。

⁷⁸ J=L・ラヴィル／J. L. コラッジオ編『21 世紀の豊かさ——経済を変え、真の民主主義を創るために——』中野佳裕編訳、2016。以下、引用頁は同書。

「関係中心の存在論＝世界観」にもとづくもので (p.46)、経済の存在論的次元は「連帯経済、協同組合活動、社会的経済、共同的 communal 経済など」資本主義に還元されない多様な経済によって満たされている (p.51-52) という。

第2章 (E. ラクラウ) は、「多様な要求の水平的な接合こそが、集合的主体である〈人民〉を構築する」(p.78) と言い、その水平性（等価性の連鎖）の拡大と同時に、それを全体として表象する「権力の垂直性」、ヘゲモニーの構築を強調している (p.80-82)。この水平性と垂直性の緊張関係をふまえ、ラテンアメリカ諸国におけるポピュリズムと制度中心主義、自由民主主義と民族人民主義の動向が再検討され、「自律性とヘゲモニーの間の新たな均衡」が「民主主義の共生のより十全な形態の実現に寄与しうる」と結論づけている (p.100)。翻訳者の中野は、ラクラウにとって民主主義は「社会秩序に対する問いかけが無限に続くこと」であり、「新しい〈人民〉アイデンティティを構築するとき、社会変革が進み、体制転換が起こりうる」という主張を紹介している (p.66-68)。

第3章 (B. デ・ソウサ・サントス) は、戦後「民主化」における国家のあり方を再検討している。それは、たとえば、エクアドルとボリビアの憲法が位置付けた「グエン・ビビール」、あるいは前者における「パチャママ（聖なる大地）」の持っている、西欧近代的なものとの「ハイブリッド（異種交配）」、国家が「ブルジョア階級の議会」ではなく「共通善を守る自律性を保っている」ということをどう評価するかということである。それらは、「国家再建の困難」に直面するラテンアメリカにおいて「植民地主義と資本主義の終焉」を目指すという基本的課題を示している (pp.105-106, 108-109)。サントスは、とくにエクアドルとボリビアの経験、新しい制度、法の多元主義、新しい領土概念、新しい国家と計画をふまえて、「異文化間の対話を尊重する民主主義」(p.133)、ポストコロニアル・フェミニズム、異文化間対話の伝統を重視する教育などが、「実験的な国家」(p.131) の設立へとつながっていることを指摘している。既述の宇野重規が主張した「実験的民主主義」と関連づけて考えることができよう。エスコバルの開発主義的「計画」批判とは異なる、内発的・ハイブリッド的計画の位置付け (p.125-126) とともに注目される点である。

第4章 (A. アコスタ) は、周辺の周辺から提起され、いくつかの国では制度化されつつある「オルタナティブとしてのブエン・ビビール」の意義について述べている。ブエン・ビビールは、「常に構築と再生産を繰り返す」全体論的 holistic 体系であり、「先住民族社会の生活哲学の中心カテゴリー」であるとされている (p.139)。その生活の本質は「パチャママ（聖なる大地）」であり、人間と自然の関係、新たな経済の再生、「連帯と互酬性、環境の持続可能性と正真正銘の民主主義に立脚した経済のための確固たる基礎の確立を目指す戦略を推進する社会闘争の根本にも位置付けられる」もので、それを基盤に「真に民主的な社会の創造へ民衆が参加すること」、「民主主義の新たな形態への道」を意味する (pp.147-148, 151)。具体的提案はないが、その道も「より深化した民主主義を構築」するもので、平等と公平性と正義の拡大に基づきながら「万人にとってより多くの自由を創出する取り組み」(K. ポランニー) を構想す

ることで実現される (p.152), とされている。

さて、以上のようなラテンアメリカからの問題提起を受けて、欧米からはそれまでの左派の主流＝社会民主主義からの転換が提起されている。編者のラヴィルは、ヨーロッパの政治的左派の歴史を振り返りつつ、とくに 1990 年代以降の社会民主主義が新自由主義的プロジェクトを受け入れた「社会自由主義」として展開したこと（「第 3 の道」など）によって行き詰まったことを指摘しつつ、あらためて「改良主義的实践と革命的理論という左派の 2 つの遺産」を再評価しつつ、解放のプロジェクトへの理論的課題を提示している (p.184)。

そこで注目されることは、次の点である。第 1 に、よく知られたポランニー『大転換』（1944 年）のいう「二重運動」⁷⁹、すなわち〈市場化〉とそれに対する〈保護〉運動に、〈解放〉を加えた「三重運動」として理解する必要性を提起していることである。この点については第 8 章で、N. フレイザーが「ポスト・ポランニー的省察」⁸⁰として展開している。第 2 に、社会民主主義の不完全さとして、とくに「世界の有限性」を考慮し、「生産力至上主義」を放棄し、「経済成長パラダイムに変わりうるパラダイム」の議論をすることである。この点については第 6 章で J. アザムが「生態学的カオスの脅威と解放のプロジェクト」として、さらに第 7 章で、F. ジャニ＝カトリスが「生産力至上主義との決別、解放の条件」として論じている。

ラヴィルはこれらを「経済と市民社会の意味の現代化」と言い、市場社会と市場経済を区別しつつ、とくにアソシエーション、社会的経済、連帯経済の歴史と現実をふまえて、「具体的な市場の多様性に、平等主義的な互酬性と政府の再分配を組み合わせた民主的な連帯の意味を加えることが妥当」だと言っている (p.190-193)。それは、政府の再分配政策に傾倒していた社会民主主義の時代を超えて、「連帯の原理の力を再確認し、民主的連帯の 2 つの形態（さまざまな権利と政府の再分配政策に基づく連帯と、市民的紐帯と互酬性に基づく連帯）相互の補完性」を回復して、公共圏を多元化し、「アソシエーション運動に支えられ、社会的・経済的な問題と承認の政治」を展開することになると言う (p.211-22)。連帯＝アソシエーション運動については前稿でもふれたが、「市民的紐帯と互酬性に基づく民主的連帯」は、R. D. パットナムがイタリアでの調査活動をとおして提起した「社会関係資本 Social Capital」⁸¹に相当するものであろう。

⁷⁹ 今日の再評価として、G. デイル『現代に生きるカール・ポランニー——「大転換」の思想と理論——』若森章孝・東風谷太一訳、大月書店、2020（原著 2016）。

⁸⁰ フレイザーが「ポスト・ポランニー」と言うのは、生態学的危機、社会の再生産の危機、金融危機という現在の 3 つの危機に総合的に対応するためには、ポランニーの「擬制的商品化」論が手がかりになるが、商品化批判を「支配の批判」に結びつけ、「解放」を求める運動を視野に入れた「三重運動」それぞれの価値を統合する「規範的座標軸」が必要だと考えるからである (p.296-297)。

⁸¹ R. D. パットナム『哲学する民主主義——伝統と改革の市民的構造——』河田潤一訳、NTT 出版、2001（原著 1993）。これに対してアメリカの調査からは、社会関係資本の衰退が民主主義の危機につながるものとして報告された。同『孤独なボウリング——米国オミュニティの崩壊と再生——』柴内康文訳、柏書房、2010（原著 2000）。

以上は、マルクスに始まる現代批判理論の再検討を伴っているのであるが、注目すべきは「〈南〉の認識論」の重要性を強調していることである。それは、西洋の北側で展開されてきた社会民主主義の認識論に對置されているもので、西洋の南側とラテンアメリカで見られる「民衆経済と連帯経済」（フェミニズムと脱植民地性を含む）の事例が提示する「世界の多様性」を示すものであるとされている（p.214-215）。

日本からの課題提起としての第Ⅲ部は、以上の提起に対応するものである。広井良典は、コミュニティ経済と地球倫理をふまえた「脱成長の福祉国家」を、吉原直樹は、社会学的コミュニティ論の立場から「創発するコミュニティ」への社会史的アプローチを、千葉眞は、ポスト・デモクラシー論の検討をとおして、民衆の「共同の権力よび自発的なネットワーク」という根源的民主主義の重要性をと、それぞれの持論を再提示している⁸²。編訳者の中野はこれらをふまえつつ、日本の地域主義（玉野井芳郎）と共通感覚論（中村雄二郎）が会合、「〈南型知〉としての地域主義」の可能性を考察している⁸³。それは既述のコミュニタリアンの側面ももつが⁸⁴、「真の民主主義」に向けたグローバルな南北対話へ、日本での蓄積をふまえて参加していくひとつの契機となるものであろう。前稿のⅢでは日本の風土論や文化経済論によるまちづくりにふれたが、日本の地域主義からさらに遡って、災害や貧困そして貨幣経済に対して、相互扶助的に「ブエン・ビビール（善き生活）」を求めてきた民衆思想や「通俗経済」を再検討してみる必要もあろう⁸⁵。

エスコバル『開発との遭遇』の訳者・北野収がていねいな考察を経て言うように、「過剰開発国家」を越えて「衰退途上国」へと向かっている日本では、脱開発＝脱成長の「プルーリバース（多元世界）」への道は厳しく、展望を開くのは「アナキスト的底流・基底的政治空間（自治の空間）を個々の現場から再構築していく営為以外にないのではないか」のようにも見える⁸⁶。そのような日本で、開発言説としての「計画論」をのりこえる民主的な「地域社会発展計画」づくりはいかにあるべきか、SDGs時代の今日において問われていることである。

⁸² 千葉は最近、民主主義の再生のためには、下からの「民主的ヘゲモニー」構築から着手すべきだと言い、具体的には「福祉社会の実現」と「ベーシックインカム導入の可能性」を検討すべきだとしている。千葉眞『資本主義・デモクラシー・エコロジー』前出、p.231-237。

⁸³ トッドが、フランスの「場所の記憶」として「平等主義核家族のバリ盆地と直系家族の南西部の対立」を指摘し、日本を直系家族社会としていることとあわせて理解すると興味深い。E. トッド『我々はどこから来て、どこにいるのか？ 下』前出、p.136、第16章。

⁸⁴ 菊池理夫「第4章 日本におけるコミュニタリアニズムの可能性」広井良典・小林正弥編『コミュニティ』勁草書房、2010。菊池は「コモンズ（共有資産）」論を、地域主義からさらにベーシックインカムにまで及んで展開している。

⁸⁵ たとえば、テツオ・ナジタ『相互扶助の経済——無尽講・報徳の民衆思想史——』五十嵐暁郎監訳、みすず書房、2015。本稿の視点から見れば、たとえば報徳思想は自然を第1原理としながらも、道徳と経済を統一する倫理的実践として労働を位置付け、長期的計画にもとづく仕法や分度の実践を評価していることが注目される。それは、民主主義を含む民衆経済の実践では、エスコバルの主張とは異なる意味での計画論が不可欠であることを示していると言える。

⁸⁶ エスコバル『開発との遭遇』前出、p.490-492。

3 21世紀市民性教育と GCED

以上のような動向をふまえ、ここで、国連・ユネスコの提起する民主主義に向けての市民性教育とくに GCED の内容と実践的課題について検討する。「はじめに」で述べたように、SDGs にかかわる教育は「ESD+GCED」だと言われている。それでは、ESD に追加された GCED における「市民性教育」とは何で、どのような実践として理解したらよいのであろうか。

ESD の「2つの起源」は、①持続可能な開発と教育、②基礎教育の質の向上とアクセスの改善、平等の推進の流れだとされている。筆者は、グローバリゼーション時代の「双子の基本問題」をグローバルな環境問題と貧困・社会的排除問題だと考え、それぞれに対応する環境教育と開発教育（②を含む）を統一する国際的教育運動が ESD だと考えてきた⁸⁷。それは SD の出発点となった国連・環境開発委員会（ブルントラント委員会）報告『我々の共通の未来』の基本理念が「世代間・世代内公正」だという理解に照応している。

国連「ESD の 10 年（DESD, 2005-2014）」の終盤、パンギムン事務総長のイニシャティブで GCED への取り組みが始まり、2013 年に「第 1 回 GCED 世界フォーラム」が開催されたこと、その後の経過についてはすでに報告がある。それによれば、GCED の目的は、ユネスコの“Global Citizenship Education: Topics and Objectives”（2015）によって次のように定義されている。

- 1) グローバルガバナンスの構造、人権と義務、グローバリゼーション問題群、グローバル・ナショナル・ローカルなシステムとプロセス間の関係性について理解をふかめる。
- 2) 差異とマルチ・アイデンティティの進化を認めて正しく評価し（たとえば、文化、言語、宗教、ジェンダーなどの違いと、人類としての共通性）、ますます多様化する世界で生きるためのスキルを育てる。
- 3) 市民リテラシーに関するスキル、例えば、批判的考察、情報技術、メディアリテラシー、批判的思考、意思決定、問題解決、交渉、平和構築、個人及び社会的義務などを育て実際に行使する。
- 4) 信念や価値を認め吟味し、それらが政治、社会的意決定にどう影響するか、社会的正義と市民参加についての認識を深める。
- 5) 他者や環境へのケアと共感的態度、多様性を尊重する姿勢を育てる。
- 6) 公正性や社会的正義の価値観、ジェンダーや社会経済的ステータス、文化、宗教、年齢などに基づく不公平を批判的に分析できる力を育てる。
- 7) 近代のグローバルな問題群に対し、十分に理解し、コミットし、責任感を持って行動できる地球市民として、参加し貢献する。

⁸⁷ 鈴木敏正・佐藤真久・田中治彦編『環境教育と開発教育——実践的統一への展望：ポスト 2015 の ESD へ——』筑波書房、2014、序章

1) にみるように、GCED は、ローカル・ナショナル・リージョナル・グローバルな多重的市民性形成をめざすものであると同時に、2) にみるように、多様な差異をもつ諸個人の「マルチ・アイデンティティ」が尊重されている。3) は、それまでの ESD 原則でも確認されてきたことであるが、4) の「信念や価値」の重要性、5) の共感的態度をも重視していることが特徴的である。その上で6) の普遍的な「公正性や社会的正義の価値観」をもって「不公平を批判的に分析できる力」の育成を再確認して、7) の「責任感を持って行動できる地球市民」が提起されているのである。

これらを推進するためには、認知的・社会情動的・行動的学習の「三本柱」(21 世紀教育国際委員会の「学習四本柱」をも包含する) を包括的に学習することが必要だとされている。紹介した諸橋淳は、こうした教育的アプローチはユネスコ創設以来の取り組みを反映するものであるが、GCED は、人々の心の中に「平和の砦」を築くために(ユネスコの創設理念)、「育てるべきコンピテンシーのレベルにまでもう一步踏み込んで議論している点が特徴的」だと言い、そうした GCED を、文化的多様性を尊重して「ボトムアップ」で推進しようとしていることに注目している。続いて小林亮は、こうした GCED は、「異なるレベルのアイデンティティ」の教育であり、その総括として「地球市民アイデンティティ」育成の課題があることを指摘している⁸⁸。コスモポリタン民主主義一般ではなく、I の3 で見たサンデルの「多重的で行動的な市民」や、II でふれた「差異の政治」や多元的アイデンティティ論の流れにおいて理解することができるであろう。

上掲の GCED の諸目的は、DESD の後継となった「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」(ユネスコ総会、2013 年採択) で確認された「ESD 原則」とも照応している。とくに ESD は (a) 万人が SD に向けた意思決定と行動をとることを可能にする「知識、技能、価値観および態度」であり、(b) 革新的な教育・学習：批判的思考、複雑なシステム思考、未来を創造する力、参加・協働型意思決定などを推進する、(c) 権利にもとづく質の高い教育・学習、(d) 変革的な教育 transformative education、(e) 地域の特性に応じた文化的多様性の尊重、といった項目には、それらの発展的課題が提起されていると言える。

このように考えると GCED には、上記「学習三本柱」や「アイデンティティ教育」を超えた位置付けが必要となるであろう。たとえば、GCED の目的7) 「近代のグローバルな問題群に対し、十分に理解し、コミットし、責任感を持って行動できる地球市民として、参加し貢献する」に対応して「近代のグローバルな問題群」に取り組もうとするならば、近代に始まり現代に至る一連の「二項対立」(ローカルとグローバルから、自然主義と人間主義、客観主義と主観主義、モダンとポスト・モダンなど) を乗り越えるポスト・ポストモダンの思想とそれに照応する「実践の学」が求められる。そこでは、「ローカルな知」と「グローバルな知」の対

⁸⁸ 北村友人・佐藤真久・佐藤学編『SDGs 時代の教育 ―― すべての人に高い学びの機会を ――』学文社、2019、第3章(諸橋淳／小林亮)、pp.57-58、71。

立を克服する「グローバルな知」の創造が必要となる。本稿の脈絡では、ローカル・ナショナル・リージョナル・グローバルの重層構造をふまえながら、日常的なローカルな実践を基盤にした「グローバル市民形成」の論理が問われる。

GAP は上述の原則に加えて、(f) 定型的 Formal・不定型的 Non-Formal・非定型的 Informal, そして幼児から高齢者までの教育を含む生涯学習の視点から、(g) ESD と言わなくとも、上記原則にもとづくすべての活動を含んで、(e) 環境・社会・経済活動の中核となる統合的なものとして ESD を提起していた。そうした原則をふまえつつ、旧来より広い視野にたって「生涯学習の構造化」をはかりつつ「グローバル市民形成」を創造的に展開することが必要となっているのである。

IV 現代民主主義と市民性教育

1 現代民主主義と「持続可能で包摂的な地域づくり」

冷戦体制崩壊後のグローバリゼーション時代、新自由主義的な経済的グローバリゼーションの推進、それに対して前章2でふれたようなアンチまたはオルター・グローバリゼーションが提起される中、多様な「グローバル市民社会」や「グローバル市民」あるいは「コスモポリタン市民」論が提起され、それらに対する批判もなされてきた⁸⁹。

たとえば、G. デランティは21世紀のはじめ、多元的政体におけるポストナショナルな統治に向けて「シティズンシップの再構成」をはかるために、「市民的コスモポリタニズム」を提起していた。彼の整理によれば、シティズンシップは権利・責任・参加・アイデンティティの4つの構成要素からなるが、それらはグローバリゼーションの下で「細分化」する傾向にある。これに対応する民主主義は自己決定・法的支配・市民社会から構成され、「リベラルであり、立憲主義であり参加的でなければならない」が、「いちど民主主義がシティズンシップから切り離されると、ナショナリズムがその空隙を埋める危険性」があり、現にそうした動向がある。シティズンシップは「社会と国家をつなぐ市民の世界である市民社会の成員資格」であるが、そのつながりが切れるとシティズンシップは「私生活主義に後退」し、「アイデンティティとコミュニティにますます閉じこもる」ようになる。I の1でふれた水島の言う「中抜き」状態に相当しよう。こうしてシティズンシップと不可分なはずの民主主義は、「危機」の状態に陥る。

デランティはしかし、グローバリゼーションに伴う「細分化」を「新しい再構成の過程」として捉える。サブナショナル、ナショナル、トランスナショナルの3つのレベルの統治が出現

⁸⁹ I で見たコミュニティアニズムの対応としては、M. ウォルツァー編『グローバルな市民社会に向かって』前出。前稿および前々稿でもふれたが、批判的・積極的提起としては、D. ハーヴェイ『コスモポリタニズム——自由と変革の地理学——』大屋定晴ほか訳、作品社、2013（原著2009）。

し、「多元的政体」,「分権化された多元的シティズンシップ」が生まれつつあるからである。その展開のためには、とくに「コミュニティの基礎形態」としての「公共圏」が不可欠であることが強調されている。そうした中から,「政治的共同体の多元的世界を目指す」市民的コスモポリタニズムが提起されたのである⁹⁰。

GCED が前提とするローカル・ナショナル・リージョナル・グローバルの重層構造をふまえた「グローバル市民性」は、このような「市民的コスモポリタニズム」の展開だとも言える。しかし、21 世紀の現実的展開では、ⅠおよびⅡでみてきたように、ナショナリズムも含んだ「権威主義的ポピュリズム」が「民主主義の危機」のより大きな要因になってきた。デランティは、本稿でふれたヘルドやハーバマス、そしてヤングらの諸論をふまえていたのであるが、彼／彼女らも新たな対応が迫られてきたことは既述のとおりである。

実践的には、現代民主主義は当面する「民主主義の危機」からの再生として現実的なものとなる。その際、市民性教育が重要な役割を果たさなければならないことは、モンクをはじめ、これまで見てきた多くの論者が指摘しているが、その展開論理にまで立ち入った者はほとんど見られない。しかし、Ⅲでみてきたように、新グローバル時代=SDGs 時代の今日,「グローバル市民」形成は喫緊の課題である。日本でもその課題への対応だけでなく、日本の教育と教育学が蓄積してきた実践と理論をふまえて発信するという国際的貢献が求められている。

たとえばローカル・ナショナル・グローバルな知を統一しようとしたとき、日本の脈絡ではよく知られているように、1950 年代後半から 60 年代にかけての国民教育運動の中で、上原専祿が〈私〉と「地域と日本と世界を串刺しに」することを提起したことが想起される。上原はそうした課題に対応する学問のあり方として「生活現実の歴史化認識」と「課題化認識」を提起した。とくに後者は、それまでの科学における「法則化認識」と「個性化認識」の対立を克服しようとしたものである。それらは、近代科学・技術・思想の捉え直しに行き着かざるを得ないし、課題化認識は実践論へと発展せざるを得ない⁹¹。

戦後社会教育は「実際生活に即する文化的教養」を教育内容にしてきたが、「実際生活」(生活課題・地域課題)と分離して「文化的教養」を形成しようとした「教養主義」への批判がなされ、それを克服しようとしてセミナーや地域集会の実践が創造されてきた⁹²。系統的な科学の学習と生活課題学習を「不定型教育 Non-Formal Education」の展開をとおして統一しようとする「学習の構造化」が試みられてきた⁹³。それは内発的な地域社会発展の実践に伴う「地

⁹⁰ 以上、G. デランティ『グローバル時代のシティズンシップ——新しい社会理論の地平——』佐藤康行訳、日本経済評論社、2004 (原著 2000), pp.244, 258-259, 261-262, 283。

⁹¹ 拙著『エンパワーメントの教育学』前出、とくに終章。そこで取り上げたウォーラステインも、「新しい学」の課題のひとつとして、法則化的科学と個性記述的歴史学の対立の克服をあげている。なお、同書で「個性記述的」となっているのは「個性記述的」の誤植である。

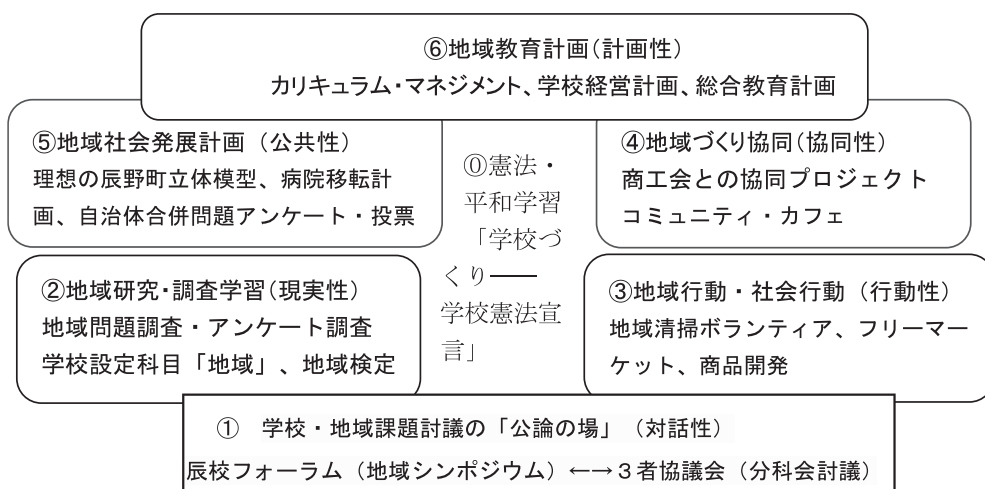
⁹² 1990 年代の大学とあわせて「2つの教養の危機」とその克服の課題については、拙著『学校型教育を超えて——エンパワーメントの不定型教育——』北樹出版、1997、とくに第 5 章。

⁹³ 拙著『生涯学習の構造化——地域創造教育総論——』北樹出版、2001。

域づくり教育」, より積極的には「地域創造教育」を進める際に不可欠な実践であった。ポスト・グローバリゼーション時代の今日, それらは「持続可能で包摂的な地域づくり教育 Education for Sustainable and Inclusive Communities. ESIC」として国際的連帯を展望する実践的提起となってきた⁹⁴。

こうした視点から考えられる「新グローバル時代の市民性教育と生涯学習」の展開については, 別に提起している⁹⁵。ここでは, 前稿で実践例を示した「持続可能で包摂的な地域づくり教育 (ESIC)」の枠組みをふまえて, 主権者教育=市民性 (シティズンシップ) 教育の典型的な実践例として, 長野県の辰野高校の場合について〈図-1〉に示すことにとどめよう。

この図によって, ①「公論の場」形成からはじまり, ⑤地域社会発展計画 (地域 SD 計画に相当) づくり, ⑥地域教育計画 (地域 ESD 計画に相当) づくりに至る循環的=相互豊穡的な「市民性教育」の実践諸領域のイメージを描くことができるであろう。こうした「参画型市民性教育」は, 小・中学校でもみることができるが⁹⁶, 成人を中心とした生涯学習の場合, 前稿でも述べたように, ⑥は現に地域で展開されている学習活動を前提にし, まず「学習ネットワーク」の活動として出発しなければならない。



〈図-1〉辰野高校における主権者・市民性教育

(出所) 拙稿「市民性教育と児童・生徒の社会参画」『北海道文教大学論集』第20号, 2019, p.27

ここで示した①の実践を, 社会教育の実践として捉えれば「地域集会」活動である。それ

⁹⁴ 拙著『「地域をつくる学び」への道——転換期に聴くポリフォニー』北樹出版・2000, 同『持続可能な発展の教育学——ともに世界をつくる学び——』東洋館出版社, 2013, 拙稿『「地域づくり教育」海外展開の条件と可能性』日本教育学会『教育学研究』第86巻第4号, 2019。

⁹⁵ 拙稿「新グローバル時代の市民性教育と生涯学習」『北海道文教大学論集』第21号, 2020。

⁹⁶ 拙稿「市民性教育と児童・生徒の社会参画」『北海道文教大学論集』第20号, 2019。

は、日本国憲法第 21 条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」の実践的具体化である。地域づくり教育においては、多くの場合、そうした活動は「地域づくり基礎集団」

（自由な「結社 association」）の展開を伴って展開する。その具体的な事例は前稿で、東日本大震災からの復興教育においてみたところである。そこでは、被災者の人間的復興とコミュニティの再生、新たな創造が課題となってきたのであるが、そうした中で、デランティのいうシティズンシップの「4つの構成要素」、すなわち権利・責任・参加・アイデンティティの全てが問われ、「コミュニティの基礎形態」としての「公共圏」が形成・再生されてきたのである。

デランティはその後、コミュニティについて立ち入った検討をしている。伝統的なものからヴァーチャルなものまで多様な形態を視野に入れ、コミュニティは「帰属の新たな文化的コード」という意味で対話的なものとする「強力な構築主義的」な視点から、コスモポリタン・コミュニティとは「ローカルなものとのグローバルなものとの交わり合いの中で生み出されるもの」で、「すべてのコミュニティの中でもっとも脱伝統的」な「対話的コミュニティ」と言えるとしている。その代表例として「ローカルなものによるグローバルなものとの横領」である「トランスナショナル・コミュニティ」、事例としてディアスポラ的で混成的な移動民、とくに難民を挙げる。そして、今日におけるコミュニティの復活は「場所と関係する帰属が危機」に陥っていることと結びついて、「コミュニティが場所との結びつきを確立できるか、それとも想像された条件にとどまるか」が重要な研究テーマになっていると言っていた⁹⁷。東日本大震災（福島第 1 原発事故）が最悪のグローバルな環境問題であり貧困・社会的排除問題であったこと、その被災者の多くが「難民」状態におかれたこと、被災からの復興過程で多様なコミュニティが生まれ、交差したことを想起させられる⁹⁸。

2 絶対的民主主義への『アセンブリ』

前節でみてきたことをふまえると、絶対的民主主義論を主張していた A. ネグリ／M. ハートが、その後「アセンブリ（集会活動）」を提起していることが注目される。彼らの絶対的民主主義論の実践的含意については、すでに別著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論』で批判的に再整理をしているので⁹⁹、ここでは『アセンブリ』（2017 年）に焦点化しておくことにしよう。

⁹⁷ G. デランティ『コミュニティ——グローバル化と社会理論の変容——』山之内靖・伊藤茂訳、NTT 出版、2006（原著 2003）、pp.209, 220-223, 229, 266, 272。コミュニティの人類史的・ポスト資本主義的、そして日本社会にとっての将来的な意義については、広井良典『コミュニティを問い直す——つながり・都市・日本社会の未来——』（ちくま新書、2009）の提起がある。広井の「定常型社会」「創造的福祉社会」「ポスト資本主義」論の実践的発展課題については、拙著『将来社会への学び——3.11 後社会教育と ESD と「実践の学」——』筑波書房、2016、補論 B を参照されたい。

⁹⁸ たとえば、吉原直樹『絶望と希望——福島・被災者とコミュニティ——』作品社、2016。

⁹⁹ 拙著『「コロナ危機」を乗り越える将来社会論』前出、第 3 章。

同書はいわゆる「アラブの春」にはじまり、ニューヨークのオキュパイ運動、そして日本の反原発運動などが展開していった2011年以降の「闘争サイクル」とそれらが直面した困難という教訓をふまえて理論的・実践的な提起しようとしたものである。「闘争サイクル」を経験した直後、ネグリ／ハートは『Declaration（邦訳は、叛逆：マルチチュードの民主主義宣言）』（2012年）を発表している。

上記拙著でも紹介したように、①借金を負わされた者、②メディアに繋ぎとめられた者、③セキュリティに縛り付けられた者、④代表された者といった形で疲弊＝疎外された主体が、平等な権利（生命・自由・幸福の追求）だけでなく、〈共 common wealth〉への自由なアクセス、富の分配における平等、〈共〉の持続可能性を求めて、「構成的権力 constitutional power」を獲得する構成的プロセス＝「主体性を生産する装置」を強調したものであった。そこでは実例として「教育のスキーム」も取り上げられ、教育の基本は「自己教育」であること、「学習する環境を創出する」制度の必要性も強調されていたが、具体的な自己教育過程や制度づくりの実践論については未展開であった。

ネグリ／ハートは新たに、『アセンブリ』は「共に集まり、協調して政治的に行動する力」を把握しようとするものであり、「それを通して新たな民主主義政治の可能性を認識するレンズ」だと言う¹⁰⁰。

彼らは「序」において、とくにオキュパイ運動などが「指導者なき運動」とされ、それゆえに失敗したといった評価がある中で、「指導」が有する2つの政治的機能は「意思決定と集合形成（アセンブリ）」であることをふまえ、平等・自由・民主主義を求めるマルチチュードによる指導の「新しいメカニズムと実践」を発明すべきだと言う。そのためには、政治的喧騒を離れて「社会的生産・再生産という隠れ家」、マルチチュードが「自らを組織し、自らを統治する力量と能力が養われ、また明示する場所」に降りていく必要がある。「政治的なものの自律性」だけでなく、ローカルな社会経済的時空間に注目するのである。

そこでは〈共〉の使用と管理運営・領有をめぐる闘争が繰り返されているが、マルチチュードは「すでに相対的に自律しており、またより自律になる潜勢力」を有している。「〈共〉の管理運営と〈共〉への配慮（ケア）はマルチチュードの責任であり、この社会的能力は自己統治や自由、そして民主主義に対して直接に政治的な含意」をもっている。そこには、貨幣や国家権力による全体主義的指令・抽象的「真理」に対して、「抵抗と解放への生の力」としての実践の中で、「実践において展開され、実行される主体化の過程」から立ち上がる真理と倫理がある。そこで求められるのが「マルチチュードの民主的な起業活動」であり、そこで機能する「指導」である。「起業活動」は、「社会的生産におけるマルチチュードの協働形態と、政治的な見地から見たマルチチュードの集会＝合議体（アセンブリ）とをつなぐ蝶

¹⁰⁰ A. ネグリ／M. ハート『アセンブリ——新たな民主主義の編成——』水嶋一憲ほか訳、岩波書店、2022（原著2017）、p.12。以下、引用は同書。

番」としての役割を果たす。

こうして『アセンブリ』に焦点化されるのであるが、とくに「指導」と「起業」が新たな課題になっていることがわかる。具体的検討は、それぞれ5つの「呼びかけ」と「応答」＝「開かれた対話」を進めるかたちで進められている。

「呼びかけ」は、第1に「運動に戦略（立案の役割）を」、第2に「非主権的制度を発明せよ」、第3に「権力を奪取せよ、しかしこれまでとは別の仕方」、第4に「固定資本を取り戻せ（「人間それ自身がこの固定資本なのである」）」、第5に「マルチチュードの起業家活動（アントレプレナーシップ）」である。対する「応答」は、第1に「政治的プロジェクトを社会的生によって基礎付けよ」、第2に「協働的連合の多元的存在論を求めよ」、第3に「〈共〉は所有財産ではない」、第4に「国家を粉碎せよ」、第5に「強力な主体性を生産せよ」である。同書末尾には、以上の検討をふまえた「勧告」（＝構想）があり、その最初で、「集会 assembly と結社 association の自由」は、いまや単なる憲法的な権利ではなく、より実質的な意味を帯び、拡充されてきていることが指摘されている（p.387-390）。

「結社の自由」は労働運動を超えて社会ストライキの諸形態を現出し、「アセンブリの自由」は「社会的協働への権利、言い換えれば、諸々の新結合や新しい生産的な動的編成を形成する権利」を意味するようになってきている。最近における社会的生産力の向上、労働時間の短縮とベーシック・インカムを背景に、〈共〉へのオープンアクセスとその民主的管理運営の声も高まり、「私たちはますます、集会＝集合形成（アセンブル）する自由なしに社会的に生産することができなくなっている」。社会的生産において協働が支配的になり、そのネットワークと社会的生産からなる新世界が活性化され、「主体性の動的編成（アセンブリッジ）」が生み出される。こうしてアセンブリの自由は「（社会の）構成者たち自身が成し遂げる偉業」＝「構成的な権利」になりつつある、と。

3 自己統制的 SD・ESD 計画づくりへ

以上のような「アセンブリ」は、筆者のいう「社会的協同実践」の一環として考えることができよう。ここで各論点に立ち入る余裕はない。ここでは、ネグリ／ハートのいう「生産・再生産活動」を自己疎外＝社会的陶冶過程として捉え直し、アセンブリ実践に含まれている学習活動を、自己教育活動とそれを援助・組織化する社会教育実践の視点から考えて、さらに、〈図-1〉で示した主権者教育・市民性教育のグローバルな展開として捉えていく際には、『アセンブリ』の提起には次のような意義と課題があることを指摘しておくことに留めよう。

第1に、「指導」である。旧来、教育活動は学習活動の指導だとされてきたが、援助や促進あるいは伴走や協働、最近ではとくに学習活動のファシリテーションやコーディネーションが重視されてきている。既述のピースタのように、学習・学習者中心主義を批判的に捉えるとき、その本質を人々の自己教育・相互教育とし、その「環境醸成」を地方公共団体の任務としてきた日本の「社会教育」の視点が重要となる。ネグリ／ハートは、教育は本来「自己教育」

だと言っていた。自己教育主体形成の過程を通して、地域住民（マルチチュード）が社会教育実践者（アセンブリの自己統治主体）となっていく過程の解明が必要である。

第2に、アセンブリの実践を社会教育における地域集会活動と相互豊穰的に捉えることである。それは〈図-1〉の①の活動のより広い視点からの捉え直しにつながるであろう。アセンブリは「集会、結社、表現活動」の全体にかかわる広い概念であるが、狭義には集会活動であり、それは社会教育の活動としても位置付けられてきた（社会教育法第3条）。地域集会活動は、長野県松川町などの歴史的経験にみられるように、社会教育・生涯学習の全体を媒介し構造化する位置にある、狭義の「不定型教育（Non-Formal Education）」である¹⁰¹。今日では多様な地域集会活動を核としながら、広義のアセンブリ実践を組織化していくことが考えられよう。地域全体を視野に入れるためには、②の活動が不可欠である。

第3に、アセンブリの活動に含まれる結社（Association）の独自の意義である。それは国家や私的企業セクター異なり、社会的経済・社会的企業・連帯経済などと呼ばれてきた領域に存在する。日本でも市民活動促進法（1998年）以来のNPO活動の広がり、「NPOの教育力」¹⁰²などが議論されてきた。この間にアソシエーション革命¹⁰³や新アショシエーションスト運動¹⁰⁴なども提起されてきた。さらに労働者協同組合法の2022年10月からの実施によって、新たな見直しが必要になってきている¹⁰⁵。労働者協同組合は、結社の中でも独自の性格をもっており、K.マルクスが「株式会社」を資本主義止揚の消極的形態であるのにたいして「積極的形態」として評価したことも知られている¹⁰⁶。そもそもAssociationは、マルクスにとって将来社会そのものであった¹⁰⁷。あらためて、「結社 Association」の現代的意味が問い直されなければならない。それは、③の活動のより組織化された形態、それらの「ネットワーク」を生み出すことにつながる。

第4に、それらにかかわる「起業活動」の意義である。そこでは個別企業体だけでなく、地域全体にとっての創造性や創発性が重要な意味をもつ実践が問われることは言うまでもない¹⁰⁸。それはネグリ／ハートのいう「社会的協同の権利」（p.388）の実現であり、「生産・再生産」に狭義の生活過程（文化活動を含む）を加え、それらを実践的に統合する実践となるであろう¹⁰⁹。それこそ、「地域づくり基礎集団」形成から地域づくり協同への実践（④）である。

¹⁰¹ 拙著『学校型教育を超えて——エンパワメントの不定型教育——』北樹出版、1997。

¹⁰² 日本社会教育学会編『NPOと社会教育』東洋館出版社、2007、など。

¹⁰³ 田畑穂ほか編『アソシエーション革命へ』社会評論社、2003。

¹⁰⁴ 柄谷行人『ニュー・アショシエーションスト宣言』作品社、2021。

¹⁰⁵ 大高研道「協同で拓く学び」鈴木・朝岡編『改訂版 社会教育・生涯学習論』前出。

¹⁰⁶ 基礎経済研究所編『未来社会を展望する——甦るマルクス——』大月書店、2010、など参照。

¹⁰⁷ 大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論——未来社会は資本主義の中に見えている——』桜井書店、2011。アソシエーションを民主主義論に位置付けたものとして、芦田文夫『「資本」に対抗する民主主義』前出。

¹⁰⁸ 拙稿「地域文化活動における『創発を含む創造性』——『ENIWA 学』のために——」『北海道文教大学論集』第22号、2021。

第5に、具体的〈共〉としての「共有資産 (commons)」の位置づけである。それは、地域の里山・里海や公共施設から空気や水、地球そのものまでに広がっている。持続可能性が問われている今日、それぞれにかかわる諸実践の固有の意味が明らかにされなければならない。それは「民主主義の実験」が生まれる「公共的な場」であり、新たな「公共化」と、既存の「場」・施設・制度の「再公共化」の実践も問われる。あわせて「公共性」の創造の実践であるが、その基本的性格は公開性・人権性・共有性・計画性である¹¹⁰。とりわけ今日の実践で問われているのが、ボトムアップの「地域社会発展 (SD) 計画」づくりの実践 (⑤) である。

その上で第6に、以上の実践に含まれる学習実践と学習的契機の全体を視野に入れた、「未来に向けた実践総括」としての自己統制的な「地域生涯教育計画」づくり (⑥) が求められるようになってくる¹¹¹。「未来に向けた民主的計画」(p.373)の一環であろう。そこでは「学びを支える民主主義」¹¹²の、グローバルな視点にたった地域・自治体レベルでのあり方も問われる。

あらためて、「地域 SD/ESD 計画」づくりの実践が「持続可能で包摂的な社会・地域づくり」実践の焦点となってきた。「新公共経営 (NPM)」の後の地域ガバナンスのあり方が問われ、地域社会全体を見通した「地域教育経営」の必要性が主張され¹¹³、とくに戦後蓄積されてきた教育福祉と地域づくりを統合して「共生と自治」を具体化しようとする課題¹¹⁴も提起されている。こうした中で、SDGs 時代の ESD を地域で具体化する ESIC の一環としての「地域 SD/ESD 計画」づくりの実践が求められている。本章でみたことをふまえるならば、それらは内発的で自己統制的なものであってはじめて本来の性格が現出するものと言える。

おわりに—自由と平等を実践的に統一する民主的生涯学習計画づくりの方へ—

本稿では、「新グローバル時代の民主主義とグローバル市民性教育 (GCED)」のあり方を検討してきた。要約しておこう。

まず I で、代表制民主主義の「二頭制」(ウルビナティ)などを前提にして「民主主義の危機」をめぐる諸議論を整理し、戦後に支配的であった「自由民主主義」の分裂(ヤシャ・モン

¹⁰⁹ さしあたって、拙稿「労働と生活のバランスから結合への学習論」日本社会教育学会編『ワークライフバランス時代における社会教育』東洋館出版社、2021、同「地域文化活動における『創発を含む創造性』」『北海道文教大学論集』第22号、2021、を参照されたい。

¹¹⁰ 拙著『教育の公共化と社会的協同——排除か学び合い——』北樹出版、2006、を参照。

¹¹¹ 拙著『増補改訂 生涯学習の教育学——学習ネットワークから地域づくり教育を経て地域生涯教育計画へ——』北樹出版、2014。鈴木敏正・朝岡幸彦編『改訂版 社会教育・生涯学習論』学文社、2023、第2章。

¹¹² 荒井文昭『教育の自律性と教育政治——学びを支える民主主義のかたち——』大月書店、2021。

¹¹³ たとえば、荻野亮吾・丹間康仁編『地域教育経営論——学び続けられる地域社会のデザイン——』大学教育出版、2022。

¹¹⁴ 辻浩『〈共生と自治〉の社会教育——教育福祉と地域づくりのポリフォニー——』旬報社、2022。

ク)、とくに「自由なき民主主義」としての「権威主義的ポピュリズム」跋扈の諸要因とそれに対する諸提起を、ポピュリズムの二面性をめぐる諸議論もふまえて検討した。

そうした中から、「歴史の終焉」=自由民主主義の普遍化(コジェーブ、フクヤマ)を「階級社会からシステム社会へ」の視点から捉え直す主張(山之内靖)に対して、自由民主主義の危機は「史的世界システムとしての資本主義」に伴う「自由主義(リベラリズム)」そのものの終焉を背景にしているという主張(ウォーラーステイン、デニン)に注目した。そして、その背景に「リベラリズム・コミュニタリアニズム論争」におけるコミュニタリアニズムからのリベラリズム批判があることから、「負荷なき自己論」(ロールズ)批判で知られるサンデルの歴史的分析を再検討し、ローゼンブラットなどの研究も参照しながら、とくにケインズ主義的経済学に影響されたニューディール期に現代アメリカ・リベラリズムの原点があること(それゆえの、ケインズ主義的福祉国家批判・新自由主義的政策のもとでの危機)を確認した。

そして、グローバリゼーションの中で「多重に位置づけられた自己として思考し、行動する市民」による公民的生活再生=「道徳的で自己統治的な道」を主張するサンデル的コミュニタリアニズムの21世紀の意味と実践論的課題、とくに公民性回復にかかわるものとして挙げられた諸実践における「自己統治と相互教育」の論理の解明の課題について提起した。

Ⅱでは、これに対するリベラリズムからの対応を検討した。まず、「自己解釈的存在」としての諸人格の「他者への自由の陶冶」による「逞しき(正義基底的)リベラリズム」(井上達夫)の主張が、ESDが重視する「自分を変えること(と周りの世界を変えること)」につながるものとして評価した。次いで、分配論的パラダイムを批判する「差異の政治」論から「責任の社会的つながりモデル」(I. M. ヤング)への展開を、熟議民主主義論(ハーバマスら)を超えて、抑圧するものと抑圧されるものを同時に解放しようとする「エンパワーメントの教育学」、さらには「誰もが取り残されない」SDGsの実践につながるものとして位置付けた。

以上を前提にして、Ⅱの3では、「実践としての民主主義」への方向をさぐるべく、「実験としての民主主義」論(宇野重規)を吟味した。とくに、プラグマティズム中でもデューイの民主主義論に影響されて、民主主義の経験と21世紀における「民主主義の種子」となる実践を視野に入れつつ提起された、『民主主義の作り方』(2013年)には「実践としての民主主義」への可能性がある。しかし、その展開論理を解明することは残された課題となっている。

本稿の前半と後半を媒介するものとして、「実践としての民主主義」への方向を考える上で必要な論点を〈中間考察〉で提起した。そこでは、新グローバル時代の「実践としての民主主義論」にむけた課題として4点を挙げ、とくに宇野のいう「民主主義の種子」、あるいはサンデルがリベラリズムを乗り越える活動として提起した諸実践(community organization など)を民主主義論の展開として理論化する課題を提起した。

今日的には、民主主義の社会経済的分析とグローバルサウスからの視点も重要である。筆者の理解によれば、民主主義とは「人権理念を現実化する社会的協同実践によって、近現代的人格の自由と平等を統一する運動であり、公共性を形成する自己教育活動(主体的な学習)を不

可欠とする』¹¹⁵。もちろん、今日の「人権理念」は「第3世代」（具体的には世界人権会議「ウィーン宣言」、1993年）以降の現代的人権として¹¹⁶、「公共性を形成する自己教育活動」は「世界市民性教育 Global Citizenship Education, GCE」を視野にいて考える必要がある。

以上をふまえてⅢでは、SDGs時代の民主主義発展の焦点である「グローバル市民性」形成の課題を検討した。まず、ESDの展開の中から「責任ある行動的市民」（ベルリン宣言、2021）が提起されたことに注目し、その経過を振り返り、「行動的市民性教育」か「民主的市民性教育」という議論において、後者の立場から「民主主義の主体化」構想を学習論的に提起しているビースタと、その構想に影響を与えた民主主義論としてランシエールの所論を検討した。それらは、実践論としての展開は不十分であるが、Ⅳで見た「絶対的民主主義論」につながっている。

視野に入れるべきもうひとつの動向は、グローバル・サウスが求める「真の民主主義」である。とくにラテンアメリカからの提起とそれらをフランスなどの先進諸国そして日本でどう受け止めたかを、ラヴィル／コラッジオ編『21世紀の左派』を取り上げて立ち入って検討し、エスコバルらの成長主義的・「計画論」的思想批判、そして「ブエン・ビビール（善き生活）」と「多元世界」を求める「〈南型知〉としての地域主義」（中野佳裕）の提起の重要性を確認した。その上で、21世紀型市民性教育としてのGCED、それを支えるESD原則を再検討し、それらが「持続可能で包容的な地域づくり教育（ESIC）」の視点からの新たな「学習の構造化」を求めていることを指摘した。

Ⅳではさらに、現代民主主義論としての市民性教育の視点から、「絶対的民主主義論」（ネグリ／ハート）の新たな実践論的提起をふまえて、ESICの一環である自己統治的SD・ESD計画づくりへの実践的課題を検討した。

まず、「政治的共同体の多元の世界を目指す」市民的コスモポリタニズム（デランティ）を、ローカル・ナショナル・リージョナル・グローバルを有機的につなげる「グローバル市民性」形成の課題として捉え直した。そして、市民性教育＝主権者教育の典型例とされてきた長野県辰野高校の実践例をESICの視点から整理した〈図-1〉を示した。その図の①「公論の場」形成にかかわるのが「広義の地域集会」であり、ネグリ／ハートはさらに、それをグローバルな市民社会の全体に広げて「新たな民主主義政治の可能性を認識するレンズ」=『アセンブリ』として提起した。彼らは、集会活動だけでなく結社としての起業活動（③の地域行動・社会行動）、さらに「未来に向けた民主的計画」（④の実践）への方向も提起しているのであるが、〈図-1〉で示したような市民性教育の諸領域全体にわたる展開論理を提示してわけではない。そのことをふまえて、Ⅳの3では、6点にわたって今後の課題を提起した。繰り返さないが、

¹¹⁵ 拙著『『コロナ危機』を乗り越える将来社会論』前出、pp.12, 23。

¹¹⁶ 人権論の歴史については、P. N. スターンズ『人権の世界史』上杉忍訳、ミネルヴァ書房、2022（原著2012）、参照。国際人権については「人権力」を主張する筒井清輝『人権と国家——理念の力と国際政治の現実——』（岩波新書、2022）が参考になるが、「ウィーン宣言」への言及はない。

それらに「実践としての民主主義」論として応える必要がある。

当面する焦点は、〈図-1〉の全体、とくに⑤と⑥にかかわる自己統治的な「地域SD/ESD計画」づくりの実践である。前稿のⅢで例示したように、地域の現場では事実上のSDやESDの取り組みが見られる。とくに東日本大震災のような大災害の後の復興に向けて、地域住民参画で復興・再生計画づくりを進めてきた諸実践に学ぶべきことは多い。最近では、災害前の復興計画策定に取り組む自治体も見られる。東京一極集中の中での地域格差拡大、過疎化や地域の空洞化がめだつような状況で、地域の再生・創造に向けた多様な取り組みがある。持続可能でレジリエントな社会に向けて、それら地域・自治体レベルでの活動の重要性・喫緊性は、コロナ・パンデミックとウクライナ戦争が如実に示してきたところである¹¹⁷。

ボトムアップの「民主的SD/ESD計画」づくりを支えるポスト・グローバリゼーション時代の「新しい実践の学」、とくに、社会科学における「社会計画論」、教育学・社会教育学の中で最も弱い環である「教育計画論」の創造的発展¹¹⁸が必要である。とりわけ、教育活動と同時に研究創造活動および社会・地域社会貢献活動を行っている大学と、地域再生に取り組んでいる地域社会・市民社会諸組織との連携・協同が求められている¹¹⁹。民主主義論としては、紙幅の都合で割愛した『資本主義・社会主義・民主主義』（J. A. シュンペーター）や「社会的自由」（K. ポランニー）、「自由のための民主的計画」（K. マンハイム）など、戦間期から戦後改革期にかけての社会学者からの提起の再検討も必要であろう。

いずれも、本格的検討は今後の課題である。

¹¹⁷ 具体的には、鈴木敏正・朝岡幸彦編『改訂版 社会教育・生涯学習論』前出。

¹¹⁸ この点、拙著『現代教育計画論への道程——城戸構想から「新しい教育学」へ——』大月書店、2008。

¹¹⁹ さしあたって、拙著『将来社会への学び』前出、第Ⅲ編を参照されたい。